

DFAT COUNTRY INFORMATION REPORT TURKEY

9 October 2018

ブルガリア ジョージア 黑海 バルトゥン クルクラーレリ エディルネ ゾングルダク トラブゾン リゼ デュズジェ ボル アルメニア アンカラ エルズィンジャン ●エスキシェヒル クルシェヒル トルコ カイセリ マニサ ヴァン ディヤルバクル バトマン スィイルト プルドゥル プルドゥル アイドゥン デニズリ イラン アダナ 😋 ガズィアンテ シャンルウルファ キリス クレタ新 シリア キプロス イラク 黑地中海 トルコ — 国境 320 Km 県培 ★ 首都 200 マイル

オーストラリア外務貿易省報告 [トルコ]

本地図は、情報提供のみを目的として提示されている。オーストラリア外務貿易省は、地理的特徴の誤記 脱漏に関して一切責任を負わない。名称、用語及び国境線は、必ずしもオーストラリア政府の政策を反映 していない可能性がある。オーストラリア連邦がクリエイティブ・コモンズ表示 3.0 オーストラリア・ラ イセンスに基づき提供された。

目次

頭字語集	4
用語集	5
1. 目的及び範囲	7
2. 背景情報	8
近年の歴史	8
人口統計	9
経済概観	10
政治制度	16
人権の枠組み	18
治安情勢	21
3. 難民条約に基づく申請	24
人種/国籍	24
宗教	26
政治的意見(実際又は帰属)	33
利害関係集団	41
4. 補完的形態の保護を求める申請	54
生命の恣意的な剥奪	54
死刑	56
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰	56
5. その他の検討事項	60
国家の保護	60
国内移住	66
帰還者の取扱い	66
ф #	0.7

頭字語集

AKP Justice and Development Party, the ruling conservative political party

AKS Address Registration System

BTK Information and Communication Technologies Authority

CAT Convention against Torture and Other Cruel Inhuman or Degrading Treatment or

Punishment

CEDAW UN Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against

Women

CERD International Convention on the Elimination of All Forms of Racial

Discrimination

CHP Republican People's Party, centre-left opposition political party

CMHC Community Mental Health Centre

COA Conscientious Objectors Association

CROC Convention on the Rights of the Child

DBP Democratic Regions Party, regional Kurdish-aligned political party

ECHR European Court of Human Rights

FETO Fethullah Gulen Terror Organisation, Turkish government nomenclature for the

Gulen Movement

GDP Gross Domestic Product

HDP People's Democratic Party, left-wing Kurdish-aligned political party

HRA Human Rights Association

HRC parliamentary Human Rights Commission

HRW Human Rights Watch

HSK Supreme Board of Judges and Prosecutors

ICCPR International Covenant on Civil and Political Rights

ICESCR International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights

IYI Good Party (centre-right political party)

KPS Identity Information Sharing System

LGBTI Lesbian, gay, bisexual, transgender, intersex

MERNIS Central Civil Registration System

MHP Nationalist Movement Party, ultra-nationalist political party

MIT National Intelligence Organisation

NGO Non-government organisation

NHREI National Human Rights and Equality Institution

NHRI National human rights institution

OPCAT Optional Protocol to the Convention against Torture and Other Cruel Inhuman

or Degrading Treatment or Punishment

OSCE Organization for Security and Cooperation in Europe

OECD Organisation for Economic Cooperation and Development

OHCHR UN Office of the High Commissioner for Human Rights

PDY Parallel State Organisation

PISA Programme for International Student Assessment

PKK Kurdistan Workers' Party

RTUK Radio and Television Supreme Council

TAK Kurdistan Freedom Falcons

TRY Turkish lira (currency)

TRT Turkish public broadcaster

TSK Turkish Armed Forces

UPR Universal Periodic Review

USD US dollar

YPG Syrian People's Protection Units

用語集

ジェメヴィ (Cemevi): アレヴィー派の礼拝堂

ジェマ ト (Cemaat) / ヒズメット (Hizmet):「コミュニティ」/「奉仕」の意、ギュレン運動の別称

ディヤネト (Diyanet): 宗務庁

イマーム・ハティップ (Imam hatip) 学校:イスラム教指導者の訓練に特化した養成学校

ムフタール(Muhtar):選出された村落又は近隣地区の代表

バキフラール (Vakiflar): 宗教団体総局

本報告書で使用する用語

高リスク(リスクが高い): DFATは事案が強いパターン性を示して発生していることを認識している。

中リスク(リスクが中程度である):DFATは行動パターンの存在を示唆できるほど十分な件数の事案が発生していることを認識している。

低リスク(リスクが低い): DFATは事案が発生していることを認識しているが、事件がパターン化していると結論づけられるほど十分な証拠を有していない。

公的差別

- 1. 社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げるためにその特定集団に適用される法律上又は規則上の措置(例として、個人登録文書又は身分証明書を取得する際の困難さ、文書を承認してもらう際の困難さ、恣意的な逮捕及び勾留を挙げることができるが、これらに限定されない)
- 2. 国家従業員が特定の集団に向けて取る行動であって、社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスを妨げるような行為(特定の集団に対し、法的又は行政的措置を実施しないなど)

社会的差別

- 1. 社会の他のセクションのメンバーであれば通常利用できるような財又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げる社会の構成員(家族、雇用主又はサービス提供者を含む)の行動(例として、不動産の賃貸の拒否、財若しくはサービスの販売の拒否又は雇用差別を挙げることができるが、これらに限定されない)
- 2. 社会の構成員(家族、雇用主又はサービス提供者を含む)による村八分又は排斥行為

1. 目的及び範囲:

- 1.1 この国情報告書は、外務貿易省(DFAT)が保護状況を決定することのみを目的として作成したものです。この報告書は作成時点における DFAT の最善の判断と評価を提供していますが、トルコに関するオーストラリア政府の方針とは異なります。
- 1.2 この報告書は、包括的な国の概要ではなく一般的なものを提供しています。これは , 現在の取り扱い事案を評価するためにオーストラリアにおける意思決定者に提供され、保護ビザの個別申請を参照することなく作成されています。この報告書には、意思決定者の ための政策ガイダンスは含まれていません。
- 1.3 1958 年移民法 499 条に基づく 2013 年 6 月 21 日の閣僚級指針第 56 号は、以下のとおり述べています。

外務貿易省が保護状態決定プロセスのために明示的に国家情報評価を作成し、意思決定者がその評価を利用可能である場合、 意思決定者は、その決定を行う際にその評価を考慮する必要がある。 しかし、意思決定者は、国家情報に関する他の関連情報を検討することを妨げられているわけではない。

1.4 この報告書は、トルコにおける DFAT の現場の知識と様々な情報源の考察に基づいています。この報告は ,

United Nations and its agencies, the US State Department, the World Bank, Transparency International, Human Rights Watch, Amnesty International, Freedom House, Reporters Without Borders, the Committee to Protect Journalists, そして 地元の又は国際的メディア からの報告を含む、信頼できる関連公開情報を考慮しています。DFAT が報告書または主張の特定の出所を参照していない場合、これは出所を保護するためのものである可能性があります。

1.5 この更新された国別情報レポートは、2016 年 9 月 5 日に発行された以前のトルコに関する DFAT レポートに代わるものです。

2. 背景情報

近年の歴史

- 2.1 第一次世界大戦が終焉を迎えた時点で、連合軍は敗戦したオスマン帝国(Ottoman Empire)領土の大きな部分を占領した。その後、アナトリア(Anatolia)で連合軍及びその代理国とムスタファ・ケマル・「アタテュルク」(Mustafa Kemal 'Ataturk')(アタテュルクとは「父なるトルコ人」の意)が率いるトルコ国民主義運動との間で紛争が勃発した。この紛争は、1923年にローザンヌ条約(Treaty of Lausanne)が締結されたことで終結した。これにより、現代の形態のトルコ共和国が樹立された。
- 2.2 アタテュルクの指導の下、トルコは近代化及び世俗主義化を目指して抜本的な社会的、法的及び政治的改革を推進した。これらの改革の中には、オスマン帝国時代のサルタン及びカリフを廃止し、アラビア文字をこれに相当するラテン語に差し替え、また、女性に全面的な政治権を付与するなどの施策が含まれていた。アタテュルクの下での一党支配体制が続いた後、多党政治体制が実験的に導入された結果、野党が勝利を収めることとなり、平和的な政権委譲が1950年に行われた。トルコの民主主義は、1960年、1971年及び1980年における政治的に不安定な期間とその各年に起きた軍事クーデターにより中断されたが、いずれのクーデターの後も、最終的には正式な政権が文民に戻される結果となった。また、軍の圧力は、その力を行使しなかったものの、1997年の政権交代をもたらした。
- 2.3 アタテュルクの「ケマリスト(Kemalist)」イデオロギーは、トルコを単一の民族的アイデンティティを共有する国家とみなした。少数派のアイデンティティに関する公衆の意見を抑圧することを通じて、多様な民族的少数派をトルコ民族が多数派を占める国家に同化させようとして様々な政策が取られた。これらの政策に対する怒りは、トルコ南東部に居住するクルド人の間で特に激しかった。クルド人が多数派を占める地域で中央支配に抵抗する動きが見られるのは、トルコの現代史において反復的に現れる特徴であった。クルディスタン労働者党(Kurdistan Workers' Party:略称PKK)が主導する反乱行動により、1984年から2013年の停戦までの間におよそ4万人が死亡した。停戦は2015年7月に崩壊し、治安作戦が再開される結果となった(治安情勢を参照)。
- 2.4 トルコにおける現代の政治は、2003年から首相を務めた後、2014年以降大統領に就任しているレジェップ・タイイップ・エルドアン(Recep Tayyip Erdogan)により統治されてきた。イスラム教主義者としての政治的背景を持つエルドアンは、2002年以降政権を担っている保守的な公正発展党(Justice and Development Party: 略称AKP)の共同創設者である。エルドアンの初期のリーダーシップの下、AKPは経済的に自由で社会的に保守的な政策を追求し、外国政策における優先地域を欧州から中東及びアジアにシフトした。ごく最近では、2017年4月に憲法改正の是非を問う国民投票が行われ、改正案が支持された結果、大半の行政及び立法権限が大統領に委譲されることになり、チェック・アンド・バランス(抑制と均衡)のシステムが大きく損なわれた(政治制度を参照)。

2.5 2016年7月15日、ギュレン運動の諸集団の支援を受けた可能性が高いトルコ軍の諸部隊が政府に対してクーデターを企て、イスタンブールとアンカラに戦車を配備して議会を爆撃した他、抗議参加者に向けて発砲した。この戦闘で少なくとも市民と治安職員合わせて251人が死亡、およそ2,000人が負傷した。このクーデターは、軍の大半が政府に忠誠を誓ったままであったため、失敗に帰した。民主主義国で起きたこのような異常な事態に対応して、政府はクーデター行動を鎮圧した後、異例の措置を講じた。これらの措置には、2018年7月まで実施され、政府の力を強大なものにした非常事態宣言が含まれていた(非常事態を参照)。

2.6 新たな憲法と法的取り決め(政治制度を参照)に基づき2018年6月に初めて行われた 選挙では、エルドアン大統領が52.29パーセントの票を得て第1回目の勝利を獲得する結果 となった。また、AKPは、極右翼の民族主義者行動党(Nationalist Movement Party:略称MHP)と連合し、過半数の議席を得た。欧州安全保障協力機構(Organization for Security and Cooperation in Europe: OSCE)選挙監視団は、その予備報告書の中で、複数の根拠に基づきこの選挙の実施方法と公正性について批判した。批判の中には、選挙が行われた 時点での政治環境、選挙運動を行う機会が野党に与えられなかったという事実、与党による行政資源の悪用などが含まれていた。また、OSCE監視団は、重要な保護措置を排除した 間際での選挙法改正、選挙投票所での手続き上の脆弱性及び不備についても批判した。投票所での不備の中には、集団投票、過密状態、不十分なレイアウト、選挙監視団の立入禁止、警察及び治安職員による干渉などが含まれていた(クルド人政治活動家を参照)。また、主要野党は、選挙の実施方法と公正性について強く批判したが、選挙結果に異議を唱えることはしなかった。

人口統計

2.7 トルコの人口はおよそ8,080万人であり、毎年およそ0.5パーセントの割合で増加している。民族的に多様な人口は、オスマン帝国の分裂後に様々な集団を吸収していった経緯を反映している。1965年以降、国勢調査ではトルコ市民の民族性に関する情報を求めておらず、民族性に関して正確な数字を入手するのは困難である。しかしながら、国際監視団は、人口の70~75パーセントがトルコ民族、およそ19パーセントがクルド人であると報告している。残りの人口は諸々の民族性を有する小規模なコミュニティで構成されている。国連によると、トルコは2017年12月現在で300万人を超える登録シリア難民を受入れており、これは世界最大水準の難民人口である。政府は難民に無料の教育と医療サービスを提供している。また、難民は労働することを認められている。

2.8 トルコは高度に都市化している。人口のおよそ4分の3が都市に住んでいる。人口密度

が最も高い地域は北西部のボスポラス(Bosporus)周辺である。この地域ではオスマン帝国の元首都イスタンブール(Istanbul)が多様な民族で構成されるおよそ1,420万人の人口を受入れている。他の主要な都市としては、首都アンカラ(Ankara)(500万人)、イズミール(Izmir)(300万人)、ブルサ(Bursa)(190万人)、アダナ(Adana)(180万人)、ガズィアンテプ(Gaziantep)(150万人)がある。トルコには若者が多い。トルコ人口のおよそ4分の1は14歳未満であり、トルコ市民の40パーセントが40歳未満である。

2.9 公用語はトルコ語である。憲法は、教育機関において指導する際、トルコ語以外の言語を主要言語にしてはならないと定めている。クルド語を含む他の言語は、公立学校における選択科目として教授することができ、日常生活でも一般的に用いられている。

経済概観

2.10 トルコの概して自由な市場経済は、産業及びサービス部門が原動力となっているが、 伝統的な農業部門も依然としておよそ25パーセントの雇用を占めている。自動車、石油化 学及び電子産業の重要度が増しており、これらの産業はトルコの輸出構成内で伝統的な繊 維・被服部門を凌駕している。世界銀行はトルコを高中所得国として分類しているが、直 近の国連人間開発指数(UN Human Development Index)は、トルコを188か国中71位に ランク付けしている。2017年のトルコの国内総生産(GDP)は8,495億米ドルであり、前年 比7パーセントの伸びであった。

2.11 世界金融危機(2008年)直後の財政年度を例外として、トルコ経済は2002年から2016年までの間、年平均7パーセントの割合で成長した。世界経済の状況や2000年代初めに導入された金融財政改革、国際通貨基金が提供した190億米ドルの支援パッケージなどに後押しされたこの成長により、雇用が創出され、特により貧しく、社会から取り残された地区に住むトルコ人の中から、新たに数百万人が繁栄を手にした。近年も高水準の成長が持続しているものの、国内の社会不安及び治安懸念は金融市場に不安定さを生じさせ、国の経済見通しに重くのしかかっている。高水準の海外借款に起因して経常収支の赤字幅が拡大している他、インフレ率も高まっており、2018年末までには20パーセント以上に到達すると予想されるなど、経済の抱える構造的な脆弱性がますます表面化するようになってきている。

2.12 2018年を通じて、トルコ経済は高インフレに悩まされてきており、トルコリラ (Turkish lira: TRY)の対米ドル価値がおよそ40パーセント下落した。これは、企業債務 の増加や政府のマクロ経済政策に対する市場の信頼欠如などにより引き起こされたもので ある。本書の公表日現在、TRY危機が長期的に見てトルコ経済にどのような全体的効果を 及ぼすかは不明である。

雇用

2.13 トルコの労働力参加率について見ると、労働年齢(15~74歳)人口の参加率は2009年の40パーセントから2016年には48パーセントに上昇したが、依然として経済協力開発機構(OECD)加盟国の平均である61パーセントを下回っている。これは、女性の雇用率(27.9パーセント)が低いことが一つの理由である。トルコの女性雇用率は近年上昇しているものの、OECDの平均である48.5パーセントを遥かに下回ったままである。トルコの失業率は2012年以降上昇しており、2017年2月にはおよそ11.7パーセントに達した。OECDの予測によると、トルコの失業率は2018年末まで10パーセントを超える水準にとどまる可能性が高い。若い男性と他のグループ(女性、移民、高齢労働者、障害者を含む)の間の雇用ギャップは、OECD内で最も高い。

腐敗

2.14 トルコは、腐敗の防止に関する国連条約(UN Convention against Corruption)、OECD贈賄防止条約(OECD Anti-Bribery Convention)、欧州理事会汚職に関する刑事法条約(Council of Europe Criminal Law Convention on Corruption)及び欧州理事会汚職に関する民事法条約(Council of Europe Civil Law Convention on Corruption)の締約国である。腐敗防止の法的枠組みは複数の法律に組み入れられている。「*刑法(Criminal Code)*」(2004年)は、能動的及び受動的賄賂、便宜を図ってもらうための支払金、汚職未遂、強要、外国高官への贈賄、マネーローンダリング及び職権濫用を犯罪としている。汚職関連犯罪に対しては、最長12年の懲役刑が科される可能性がある。

2.15 このような堅固な法的枠組みがあるにもかかわらず、国内外の監視団は汚職がトルコの官民セクターにまん延したままであると報告している。2018年2月、腐敗・汚職防止に取り組む国際NGOのトランスペアレンシー・インターナショナル(Transparency International)は、その年次腐敗認識指数2017年版でトルコを180か国中81位(他の数か国と同順位)にランク付けした。公的調達とインフラ・プロジェクトは、特に汚職に晒されやすく、職員は賄賂を要求すると伝えられている。国際監視団は、汚職で告発された個人を捜査し、起訴し、有罪判決を下すための確立したパターン又はメカニズムが欠如していると報告し、汚職事件を審理する裁判官の公平性にも疑問を投げ掛けてきた。政府職員に対して汚職関連の調査を開始した複数の法執行職員、裁判官及び検察官は、ギュレン運動(ギュレン運動を参照)の命を受けて行動しているとして政府から非難され、彼ら自身が起訴された。

2.16 2017年後半、著名なトルコ人銀行家の詐欺とマネーローンダリングに関する裁判が ニューヨークで行われ、トルコ政府の高官数人が深刻な汚職に関与していることが明らか になった。金取引業者は、この高官たちが多額の賄賂を見返りとしてこの業者とイランと の間の取引の便宜を図ることなどを通じて、イランに対する米国の制裁を避けるスキーム

に直接参加したと証言した。政府はこの裁判を「反トルコ陰謀」だとして非難し、この業者のトルコ資産を押収するとともに、この裁判に関わった裁判官と検察官を相手としてトルコで刑事訴訟を提起した。2018年7月、当局はこの業者の証言をライブでツイッターしたトルコ人翻訳者を「テロ組織の宣伝活動」の罪で起訴した。この罪には、最長で7年半の懲役刑が科される。DFATは、この業者が名前を挙げた高官に対する汚職疑惑に関してトルコで何らかの調査が行われているかどうかを承知していない。

保健

2.17 憲法第56条は、「国家は官民両セクターで提供される医療サービスの一元的な計画及び運営を規制するものとする」と宣言している。保健省(Ministry of Health)は、公立病院の建設及び運営、私立病院及び全薬局の監督、医療従事者の訓練、全国の医薬品価格の規制、医薬品生産管理など全ての医療及び社会福祉サービスを調整する。トルコは、2014年(数値を入手できる最新年)の保健支出にGDPの5.4パーセントを費やした。2017年、トルコ市民は出生時点で75年の平均余命(男性72,7年、女性77.5年)があった。トルコの保健に関する現在の主要な関心事項は、全死亡者の86パーセントを占める非伝染性疾病である。全死亡者のおよそ半数(47パーセント)は、心臓発作や脳卒中など心臓血管疾患に起因している。これらの疾患は、過剰な塩分摂取、喫煙及び肥満によって悪化する。政府は、2025年までに非伝染性疾病に起因する総死亡者数を25パーセント減少させることを目的として、2017年8月にアクション・プラン(行動計画)を立ち上げた。トルコには、十分に練り上げられた、かつ、成長を続ける民間健康保険制度がある。

2.18 現政府は、政権担当中に大規模な医療改革を行った。2003年に開始された医療変革 プログラム (Health Transformation Programme)は、健康保険の提供対象を拡大し、特 に母子の健康のためにプライマリーケア(一次治療)の供給を増やした。また、この改革 により、全市民を対象として公立及び私立病院で受ける救急サービスやがん治療などの特 別な医療サービスが無料になった。医療の公共支出額は増加したが、医療支出額を対GDP 比率で捉えた場合、トルコは今もなお他のOECD加盟国よりも低い割合でしか医療費を支 出していない。それと同時に、政府は医療の提供において役割を高めつつある民間部門を 積極的に支援しており、利用者料金の他、公的医療保険に追加するための補完的な民間医 療保険を導入している。患者はもはや一次治療提供病院で受診する際に自己負担額を支払 う必要がなくなっているものの、公立病院で薬や外来患者サービスを受ける際には一律の 自己負担額を支払わなければならない。これらの支払いにより、貧困者は医療の利用を妨 げられている。また、この医療改革により内科医の仕事量は増加している。国民一人当た リの年間病院訪問回数は、2002年の2回から2012年には5.1回に増え、国民一人当たりの医 師診察回数も2000年の2.8回から2014年には8.3回に増えた。一方、患者の期待度の高まり や低レベルと認識されたサービスに対する不満が原因となって、医療従事者に対する暴力 事件が増加している。保健省は、2015年に11,919件、2016年には10,771件の暴力事案を報

告した。

2.19 トルコは、国連障害者の権利条約(United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities)を批准している。「*障害者に関する法律*(Law on Persons with Disabilities)」(2005年)は、社会政策の全ての側面において障害を理由に差別をすることを禁じている。政府は障害者の雇用に関して積極的差別(差別状況を是正するために行う差別)是正措置を実施している。たとえば、公務員の4パーセントは障害者でなければならず、従業員が50人以上いる民間企業の労働力の3パーセントは、障害者でなければならない。障害者は、特定の費用を払い戻してもらう権利があり、また、手当を受け取る権利もある。政府は特別な教育サービスを必要とする児童を支援している。複数の非政府組織(NGO)は、障害者の権利を訴えている。これらの保護があるにもかかわらず、障害者の雇用率は相対的に低い。

2.20 トルコは2006年に全国精神保健政策(National Mental Health Policy)を採用した。これにより、精神保健サービスがコミュニティベースの制度へと移行し、また、一般医療サービスへ統合された。2015年10月現在、全国86か所でコミュニティ精神保健センター(community mental health centres: CMHC)が運営されている。CMHCは十分な資金を提供されておらず、国民一人当たりの精神科医及び他の精神保健専門家の数も欧州連合の平均を大幅に下回っていると監視団は主張している。国内の諸団体は、特に差別と社会的烙印を減らすという点に関して、政府とこの分野で活動するNGOの間で調整が図られていないと報告している。他の苦情としては、CMHCの職員は技能レベルが低く、給料も安いことが多いため、高い離職率と劣悪なサービスにつながっているというもの、また、患者は治療を受けるために直接支払わなければならないために2層構造をもたらしているというものが挙げられる。保健省は2017年11月、精神保健に係る苦情に関して医療機関に提出された申立書の数が2011年から2016年までの間に27.7パーセント増加したと報告した。

2.21 トルコにおける違法薬物のまん延状況に関して入手できるデータはほとんどない。2011年に一般人口調査が実施され、一般住民の間で違法薬物が使用されることは稀であるように窺えること、また、15~64歳の成人が使用する薬物としては大麻が最も一般的であることがわかった。それにもかかわらず、トルコ市民の間に広く行き渡っている感覚としては、薬物使用が深刻なレベルに至っているというものであり、この考えは法執行機関も共有している。違法薬物使用に対する政府のアプローチを批判する人々の主張によると、当局は薬物がもたらす害を減らすことよりも、薬物を押収し、小規模な薬物の売人や利用者を起訴することに集中しており、また、薬物政策は効果的でも、包括的でも、統合的でもない。トルコにおける薬物関連治療の大半は、外来患者という位置付けで行われる。トルコ81県のうち、49県に79箇所の薬物リハビリセンターが所在している。2017年6月、当局は立ち直りつつある麻薬常用者を社会に復帰させるため、イスタンブール、イズミール及

びアンカラに12の「リハビリ及び社会適合」村を設置する計画を発表した。

2.22 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)は、トルコ南東部における人権の状況に関する2017年2月付報告書の中で、移動が禁じられている時期に救命チームが立ち入ろうとするのを治安部隊が組織的に妨害又は禁止したため、回避できたはずの死亡事例が複数発生したという報告が行われたことについて懸念を表明した。OHCHRの報告書は、医療施設や職員に対する攻撃、患者を手当した医療従事者に対する処罰、軍事又は治安目的での医療施設の利用、緊急輸送車両に十分な保護を与えない治安部隊などに関する訴えについて伝えている。

教育

2.23 憲法第42条は、「何人(なんぴと)も学習及び教育の権利を剥奪されず、また、教育に対する権利の範囲は法律により定義され、規制されるものとする」と定めている。また、「教育又は訓練施設においてトルコ語以外の如何なる言語も母語としてトルコ市民に教えてはならない」とも定めている。実際面では、私立学校で授業をする際の主要言語(しかし、厳密に言えば母語ではない)としてクルド語を使用することは認められている(クルド人を参照)。さらに、憲法は、「国家の統制と監督の下、現代的な科学と教育手法に基づき、アタテュルクの原則と改革の線に沿って、訓練と教育を施すものとする」と定めている。教育は現在、政府予算項目の中で最大となっている。トルコ統計局(Turkish Statistical Agency)の報告によると、教育に関する直接的及び間接的支出は2011年から2014年までの間に54パーセント増加した。2015年現在、成人(15歳以上)の識字率は95.6パーセント(男性98.6パーセント、女性92.6パーセント)となっている。

2.24 中央政府は、国民教育省(Ministry of National Education)を通じて大半の教育政策を設定している。国民教育省は第3期(高等)教育前の全段階及び全種類にわたる教育の運営を監督している。学校と地方自治体には自治権がほとんどない。授業の時間割表でさえも中央で一元的に設定されている。教育は、5~12歳の男女生徒に対して無料であり必須である。小学校への入学率は100パーセントに近い。生徒は4年間の初等教育(小学校)、4年間の中等教育(中学校)及び4年間の第2期教育(高等学校)を修了する。高校への入学は中学校(第8学年)終了時に受ける試験に基づく。学生は、普通、技術又は専門高校で第2期教育を受けることができる。職業専門高校は、宗教指導を含む様々な専門科目を教授している。

2.25 2002年の選挙以来、AKP政権はトルコの教育制度を宗教指導により重点を置く新たな方向へ設定した。この宗教指導は、イスラム教聖職者を訓練する $extit{A}$ では、イスラム教聖職者を訓練する $extit{A}$ では、フェーン・バティップ学校の役割を拡大することによって達成される。2012年、政府は $extit{A}$ では、中学校を含めるようにした結果、2018年までに生徒数が5倍に増え、130万人に達した。2018年予算は、新たに128の $extit{A}$ で、フラヤを建設するための資

金を提供している。このイマーム・ハティップ学校は、本流学校として生徒一人当たり普通学校の倍額となる資金割当額を受け取る。近年、複数の非イスラム教徒を含む多数の学生が意に反してイマーム・ハティップ学校に入学させられたと訴えている。人権監視団は、近年導入された包括的制度により、第2期教育の学生は自宅住所に最も近い学校に通うことを(たとえこの学校がイマーム・ハティップであったとしても)余儀なくされる可能性があることについて懸念を表明してきた。

2.26 また、2017年半ば以降、政府は生物学の教科から進化理論を外し、「ジバード(jihad) の精神」授業(宗教的少数派のメンバーを含む全学生にとって必須)を導入するとともに、高校入試を廃止し、学校生活におけるディヤネト(宗務庁)の役割を高めた。ディヤネトは現在、若者学課程を教授するとともに、学生寄宿舎や青少年センターで礼拝を実施している。ディヤネトは、学校を検査し、学生代表を選出する権限を有している。

2.27 憲法第24条は、「公立の小学校及び中学校に、必須の宗教及び道徳授業を設け、その内容はディヤネトが決定する」と定めている。この授業は、全面的にスンニ派イスラムの教義に基づいて行われる。その国民IDカード(国民IDカードを参照)に「キリスト教徒」又は「ユダヤ教徒」の記載がある学生は、この授業の免除を受けるための申請を行うことができる。しかしながら、トルコ最大の宗教的少数派であるアレヴィー派(Alevis)又は無神論者、不可知論者若しくはその国民IDカードの宗教欄がブランクのままになっている人々はこの免除を認められない。少数派コミュニティは、公立学校において宗教教育に費やす時間が2016年以降大幅に増えてきており、一部のケースでは従来の標準的な週2時間から、現在は週15時間までになっていると報告している。この増加が全国均一なのか、あるいは他とは関連性のない形で単独で起きているのかは不明である。

2.28 高等教育理事会(Council of Higher Education)は、公立の高等教育機関の計画立案と調整に責任を負う。同理事会は、大学の予算、在職者数及び入学者数の上限、中核的な教科指針を設定する他、学部長を任命する。私立大学は1980年代以降、非営利ベースで、かつ、政府の監督下で運営することを認められてきた。大学入学は、受験生の高校からの成績平均点と2段階に分けて実施される大学入学試験の成績に基づいて決定される。大学入学は通常、普通高校を卒業した学生向けに留保される。第3期教育部門における総在籍者数は、近年倍増し、学生数は2005年の210万人から2014年には550万人となった。大学入試を受ける学生の数も大幅に増加しており、入学可能者数を上回っている。2018年6月には230万人以上の学生が受験したが、これは5年前と比べてほぼ20パーセント増加した数字である。

2.29 AKP政権の初期の数年間で教育改革が行われ、教育の利用可能性及び質の両面で著しい成果につながった。この改革には、義務教育年数を8年から12年へ延長する施策(これ

により、教育若しくは訓練を受けていない又は雇用されていない15~29歳の人々の比率が大幅に下落する結果となった)及び全州に大学を設置し、入学者数を男女同数にした措置が含まれる。OECDの国際学習到達度調査(Programme for International Student Assessment: PISA)におけるトルコの成績は2006年、2009年及び2012年に向上した。しかしながら、教育制度変更の割合とペースの過激さに不十分な実施状況が伴ったため、近年はトルコの教育的成果に陰りが見られている。2015年に実施された最新のPISA評価(構造的変化を一部反映しているが、最新の教科課程変更は反映されていない)では、学生の成績が低下しており、科学、数学及び読解力でOECD平均を大幅に下回っていた。職業教育もまた、質の面で低下してきており、労働力に参入してくる職業専門校の卒業者の水準の低さに雇用主はますます批判的になってきている。

2.30 国際的な人権NGOであるヒューマン・ライツ・ウォッチ(Human Rights Watch:HRW)は2018年5月、2016年7月にクーデター未遂事件が起きて以来、緊急布告に基づき公立大学に勤務する5,800人以上の学者が解任されたと伝えた。解任された学者の多くは、2016年1月に「平和を求める学者の会(Academics for Peace)」グループを代表して請願書に署名していた。この請願書では、南東部でPKKに対して展開されている政府の軍事作戦を厳しく批判し、暴力に終止符を打つよう要求していた。解任された学者は雇用主に異議を申し立てることができない。学者の解任を命じる緊急布告には、不正行為疑惑に関する証拠が一切なく、個々の学者に対する解任根拠もなかった。また、HRW報告書には、政府と大学管理者側が介入して学者が研究を実施する又は特定の問題に関する会議に出席するのを禁止したことで、自己検閲の環境が醸成される結果を招いたと記述されている。全学部において学問の自由に対する弾圧が行われたことが、トルコの第3期教育部門の水準と評判の低下に反映されてきた。2015年には「タイムズ・ハイアー・エデュケーション(Times Higher Education)トップ300」内にトルコの3大学が載っていたが、今はもはや1校もない。

政治制度

2.31 憲法第1条は、トルコを共和国としている。第2条は「トルコ共和国は民主的、世俗主義的及び社会的な法治国家である」と定めている。第3条は「トルコは、民族などによって分割されることのない一体性を有している」と定めている。第4条は「第1条、第2条及び第3条の規定を変更することはできない」と定めている。

2.32 トルコの現在の国家元首及び政府代表は、2014年に初めて大統領に選出されたレジェップ・タイイップ・エルドアンである。同氏は、国民の直接投票により選出された初の大統領であった。2007年に憲法改正が行われる前は、議会が大統領を選出しており、大統領の役割は概して儀礼的なものであった。エルドアンは2003年から2014年までの間、首相の役割を果たした。AKPは2002年以降政権の座に就いている。

2.33 トルコは近年、2017年4月の国民投票により辛うじて可決された改正憲法に基づき、議会内閣制から実権型大統領制へ移行した。この憲法改正により、首相職が廃止され、これまで首相及び内閣が担っていた機能が大統領に付与されることになった。現在、大統領は議会の承認を得ずに様々な問題に関する法令を制定する権限、副大統領及び閣僚を任命する権限、予算を提案する権限、議会を無効にする権限、選挙を宣言する権限、及び非常事態を宣言する権限を有している。また、憲法改正により、これまで国民議会が有していた立法権限が大統領に移行し、国民議会は閣僚を監督する権限を制限されることとなった。

2.34 国内外の監視団は、2017年4月に行われた国民投票のタイミング、プロセス及び実施方法について批判した。OHCHRは、国民投票期間中に非常事態宣言の下制限的措置を講じること(非常事態を参照)は自由な民主プロセスに貢献するような環境を提供しないとして懸念を表明した。OSCEによると、国民投票は、提案された18項目の憲法改正内容を一つのパッケージとして取扱ったため、有権者から改正案で焦点となっている18のテーマについて個々に決定する機会を有権者から奪うことになった。治安当局は野党の運動を厳しく制限し、政府はマスコミ報道を支配した。国内諸団体は、反対派活動家に対して逮捕や嫌がらせが行われた事件を報告するとともに、政府が公務員に対して改正案を支持するよう圧力をかけていたと主張した。投票日遅くになって、国家選挙管理委員会(State Electoral Council)は、スタンプが押されていない250万票を有効票に含める(法に反する)ことを決定した。国民投票における最終的な差は140万票であった。

2.35 2018年4月18日、エルドアン大統領は選挙期日を迎える17か月前の6月24日に大統領及び議会の早期選挙を行うと発表した(近年の歴史を参照)。トルコでは4年間で5度目の国民投票となるこの選挙は、改正憲法及び「選挙の実施を規定する法律(Law Governing the Conduct of Elections)」(2018年)に基づき実施される初の選挙であった。この新法は、「投票を監督する」ため武装治安部隊が投票所に入ることを認め、また、高等選挙管理委員会(High Electoral Board)がスタンプの押されていない投票を有効なものとして受け入れることを認めるなど、これまでの選挙手続きに複数の変更を加えた。また、高等選挙管理委員会は現在、治安を理由に予告なく投票所を閉鎖することができ、さらに、予告なく選挙区を統合することができる。治安関連の変更は南東部においてPKKが有権者を威嚇するのを防ぐことになると政府は説明したが、スタンプの押されていない投票を有効票として認める件については公衆に根拠を示さなかった。野党は票集計プロセスをより不透明にするものだとして新法を批判した。共和人民党(Republican People's Party:略称CHP)は憲法裁判所(Constitutional Court)でこの新法に異議を唱えたが、認められなかった。

2.36 新法により、政党が議会代表を確保するために必要な得票数が変更された。1980年以降、政党は議会に代表を送り込むためには、国民票の10パーセントを得なければならず、

かつ、全国ベースの政党構造構築に関する厳格な基準を満たさなければならなくなった。この結果、トルコ議会における政党数が制限されることになった。少数派政党は、トルコ市民が有する様々な政治的見解を代表することを拒否するものだとして、この10パーセント閾値を批判した。2002年、AKPは総投票数のわずか34パーセントしか獲得しなかったにもかかわらず、総議席の67パーセントを占めることができた。一方、この選挙で投票者の46パーセントは議会に代表を送り込むことができなかった。新法は、複数の政党が連合を組み、各党の票を合算し政党連合としてまず議席を確保した後、その連合政党に対する寄与割合に応じて各党に議席を割り当てることを認めている。新法に反対する人々は、この票を合算する措置を批判し、この措置がAKPとMHPの連合に有利に働くと訴えた。

2.37 大国民議会(Grand National Assembly)は、トルコの一院制議会である。議会のメンバーは地理的な選挙区から選出される。2017年の憲法改正により議員数が550人から600人に増え、議員任期は4年から5年に変更された。議会選挙は、大統領選挙と同時に行われる。(2018年6月選挙後の)現議会の構成は、AKP:290議席、CHP:144議席、左派のクルド系民主国民党(Kurdish-aligned People's Democratic Party:略称HDP):67議席、MHP:50議席、中道右派の正道党(Good Party:略称IYI):40議席、複数の小政党:残りの議席となっている。

2.38 トルコは81県から成る。各県は中央政府が任命した知事が管理している。30県は選出された市長が統治する広域市(metropolitan municipalities)として運営されている。県知事と広域市市長は、中央政府が提供する治安、教育、医療及びインフラなどのサービスを提供する責任を負う。2016年9月、政府はテロ罪で起訴され停職になっている市長、副市長又は市議会議員に代わって政府が「受託者(trustees)」を任命することができるという布告を採用した。この布告は特にトルコ南東部に影響を与えてきた。同地域では、2017年12月現在、内務省が87人の市長(全員がクルディスタン出身)を収監していた。これらの市長に代わって任命された受託者がクルディスタン出身かどうかは不明である(クルド人政治活動家を参照)。この事件とは別に、2017年後半、6つの大都市(イスタンブール、アンカラ、バルケスィル[Baliksehir]、ブルサ、デュズジェ[Duzce]、ニーデ[Nigde])の市長(AKP所属)が、相次いでその職を辞任した。これは、中央政府から辞任の圧力を強くかけられたためであると伝えられている。その後、他の市長も辞任した。

2.39 県は区に分けられている。各区は任命された副知事(vice-governor)及び知事代理(sub-governor)によって運営されている。県と市は、選出された村長と長老評議会により運営される村落を含む場合がある。地方選挙は5年毎に行われる。

人権の枠組み

2.40 憲法には、表現、結社、移動、言論、集会及び信教の自由を含む基本的人権を広範に 亘って保証する旨の規定が盛り込まれている。憲法上の権利の多くは、公共の秩序と国家 の安全保障に基づく適用除外の対象となる。

トルコは、次に掲げる国際人権条約・規約の締約国である。拷問及び他の残虐な、非 人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(Convention against Torture and Other Cruel Inhuman or Degrading Treatment or Punishment:CAT)及びその選 択議定書 (Optional Protocol : OPCAT) 、市民的及び政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights: ICCPR) 及び死刑廃止を目指し たその第2選択議定書 (Second Optional Protocol Aiming to the Abolition of the Death Penalty)、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination: CERD)、経済的、社会的及び文 化的権利に関する国際規約 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights: ICESCR)、全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約 (International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families)、児童の権利に関する条約 (Convention on the Rights of the Child: CROC)及び武力紛争における児童の関与、児童の売買、自動買春及び児童ポルノ に関するその選択議定書 (Optional Protocols on the Involvement of Children in Armed Conflict and the Sale of Children, Child Prostitution and Child Pornography)、障害者 の権利に関する条約 (Convention on the Rights of Persons With Disabilities)。また、ト ルコは、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: CEDAW)にも加入している。 憲法第90条は、施行された国際条約・規約は法律の効力を有し、憲法裁判所に上訴するこ とができないと定めている。

2.42 トルコは、人権及び基本的自由の保護に関する欧州条約(European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms)と拷問及び非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止のための欧州条約(European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment)及びこの両条約の追加議定書も批准している。これらの条約により、トルコ市民は欧州人権裁判所(European Court of Human Rights: ECHR)に上訴する権利を与えられている。2016年7月に起きたクーデター未遂事件の直後、ECHRはギュレン運動と繋がりがあると認識されて勾留されたトルコ市民から多数の申立書を受理した(ギュレン運動を参照)。トルコ人からの申立書は、2017年におけるECHRの総取扱件数85,951件のうち31,054件(36パーセント)を占めていた。ECHRへの申立人は申立書を提出する前に国内の救済手段を利用し尽くすことがECHRの要件となっているため、トルコ人からの申立書のうち30,063件(96.8パーセント)が憲法裁判所に異議を申し立てなかった又は2017年1月に設置された特別委員会にまず異議を申し立てなかったという理由で、受理不可又は却下と宣言された。トルコの司法部門はあまりにも政治化し、機能しなくなっているため、国内の有効な救済

手段になり得ない、とECHRの立場を批判する人々は論じている(<u>司法</u>を参照)。ECHR は、2017年にトルコ人の事案に関して116件の判決を下した。このうち99件(85パーセント)については、申立人に有利な判決であった。

2.43 トルコは、2012年に公共サービスの提供に関する独立した効率的な苦情処理制度として機能するオンブズマン(行政監察官)機関を設置した。オンブズマンは、政府職員の行動が法律及び公平性と人権の尊重の原則を遵守しているかどうかについて検査し、調査し、勧告する権能を有している。オンブズマンは個人から申立書を受理することができる。非常事態宣言下での解任は、非常事態宣言が法律であると考えられるため、オンブズマンの管理権限内に入らない。また、オンブズマンは行政の決定事項しか検証することができない。議会は主席オンブズマンを選出し、政府は5人のオンブズマンを新たに任命する。前大統領首席補佐官が2016年11月に主席オンブズマンとなった。(最新の数値が入手できる)2016年9月の時点で、オンブズマンは公務員、政府の訓練及び労働・社会保障問題に関して人権侵害を訴える3,390件の苦情を受理した。オンブズマン機関は、申立書のうち41件については勧告、23件については一部勧告、144件については却下、1,310件については受理不可と判定した。オンブズマン機関は2014年以降、年次報告書を公表していない。人権を促進する役割を担う他の政府機関としては、法務省(Ministry of Justice)の人権局(Human Rights Department)と議会の人権委員会(Human Rights Commission: HRC)がある。

2.44 トルコは2015年1月に国連人権理事会の普遍的・定期的レビュー(Universal Periodic Review: UPR)の第二次サイクルに参加した。政府は受理した278件の勧告のうち215件(既に実施済みであると考えている12を含む)を受諾し、残りの63件について留意した。トルコの次回UPRは、2020年1月に予定されている。

2.45 トルコは2001年3月、OHCHR及び他の国連機関の代表が実施するトルコ視察に関する継続招待状を発行した。近年、複数のOHCHR特別報告官と作業部会がトルコを訪問し、報告書を出した。この中には、超法規的、略式又は恣意的処刑に関する報告書(2015年5月に公表)、強制的及び非自発的失踪に関する報告書(2016年7月)、言論及び表現の自由に対する権利の推進及び保護に関する報告書(2017年6月)及び拷問及び他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は処罰に関する報告書(2017年12月)が含まれている。また、CEDAWは 2016年7月、トルコに関する報告書を出した。OHCHRは2017年2月にトルコ南東部における人権の状況に関する報告書(対象期間:2015年7月~2016年12月)、2018年3月にトルコにおける非常事態宣言が人権に与えた影響に関する報告書(2017年1月~12月を対象期間する南東部の人権状況に関する更情情報を含む)をそれぞれ発行した。政府はトルコ南東部にチームを配置したいというOHCHRの要請に対して正式には回答しなかった。なお、これらの報告書はジュネーブが実施した人権監視に基づいていた。

国家人権機関(NHRI)

2.46 「トルコの人権及び平等機関に関する法律(Law on Human Rights and Equality Institution of Turkey)」(2016年)は、2016年4月に発効され、トルコの国家人権機関(National Human Rights Institution:NHRI)として国家人権及び平等機関(National Human Rights and Equality Institution:NHREI)が設立された。NHREIは2012年6月から活動してきた従前のトルコ人権機関(Human Rights Institution of Turkey)に取って代わった。その中核機能は、監視、調査結果、勧告及び見解の公表、苦情処理、法的援助、政府、議会及び他の機関への助言、人権擁護者の活動の支援、市民社会団体との協力及び意識向上活動である。NHREI、その前任機関ともNHRIとしてOHCHRに適格性認定を受けるための申請を行っていない。NGOと国際監視団は、独立性を欠いているとしてNHREI(及びその前任機関)を批判し、この機関は政府の資金援助を受けて政府に報告しており、また、11人の委員のうち8人は内閣、3人は大統領により任命されていると主張してきた。

2.47 布告685(2017年1月)に基づき、2年間を任期として非常事態慣行に関する調査委員会(Commission of Inquiry for State of Emergency Practices)が設置された(非常事態を参照)。同委員会の任務は、非常事態宣言及びこれに関係する布告に基づいて講じられた措置に関する苦情を検証し、これらについて決定を下すことである。同委員会は、次に掲げる4つの区分の一つ又は複数に該当する非常事態措置に関して「評価を実施し、決定を下す」よう委任されている。(1)公共サービス、職業又は組織からの解雇若しくは解任、(2)学生の退学処分、(3)結社、基金、労働組合、報道機関、学校、高等教育機関及び出版者の閉鎖、(4)退職職員の階級の無効化。同委員会の委員は7人であり、このうち5人は政府が直接任命し、2人は裁判官・検察官高等評議会(High Council of Judges and Prosecutors)が任命する。非常事態慣行に関する調査委員会を通じて10万件以上の苦情申立書が提出されている(非常事態を参照)ものの、2018年6月11日現在、19,600件のみが検証され、職場に復帰することを認められた人は、わずか1,010人に過ぎない。

2.48 OHCHRは、2018年3月付報告書の中で、同委員会を次に掲げる理由で批判した。 その受任範囲の狭さ、非常事態措置を実施した当局自体により委員が任命されていることを踏まえ、独立性と公平性が欠如していると認識されていること、決定に係る論拠を示す又は公表することを義務付けられないことを踏まえ、透明性が欠如していること、非現実的な仕事量。また、OHCHRは、苦情申立人が本人を解雇した機関を通じて苦情を提出しなければならず、また、証言する又は証人を立ち会わせる機会を一切与えられないとして、苦情申立人に対する公平性を欠いていると批判した。苦情申立人は、解雇される以前に勤務していたところと同じ機関に復職することができず、また、同委員会の決定内容の如何を問わず、補償金を受け取ることはない。

治安情勢

2.49 トルコは国内治安及び対外安全保障に係る様々な課題に直面している。この中には、 南東部における政府治安部隊とPKKの間の紛争の再開、トルコがシリアとイラクにおける 紛争に関与したことに伴う対外安全保障上の脅威及び国内外の諸勢力からテロ攻撃を受け る脅威などが含まれている。

2.50 「テロリズムとの闘いに関する法律(Law on the Fight against Terrorism)」(1991年反テロリズム法、2010年最新改正)と刑法の関連条項が、テロリズム及びテロリスト犯罪に関する主要な国内法である。反テロリズム法を批判する人々は、「テロリズム」(第1条)及び「テロリスト犯罪者」(第2条)の定義が広くかつ曖昧であると指摘している。クーデター未遂事件が2016年7月に起きる以前、人権団体は政府が政敵、人権擁護者及びジャーナリストを標的にして、特に「テロ組織のメンバー」疑惑を理由に反テロリズム法を利用できるのではないかという懸念を提起していた。拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する国連特別報告官は、2017年12月付報告書の中で、クーデター未遂事件から1週間後に導入された新たな反テロリズム法(法律No. 2016年6722)について懸念を表明した。遡及して適用される同法に基づき、行政当局はその任務を遂行している間に犯した罪に関して、反テロリズム作戦に参加した兵士又は市民を起訴するための許可を与えなければならない。しかし、同特別報告官によると、この新法により反テロリズム部隊は事実上起訴を免責され、同部隊が犯した拷問又は虐待疑惑に対する調査は不可能とは言わないまでも難しくなる。

2.51 トルコは近年、イスタンブール、アンカラ及び南東部において爆弾攻撃や銃撃など、数百人の命を奪った深刻なテロリスト攻撃を多数経験してきた。テロリスト攻撃は、観光地、治安部隊に関係する場所(軍隊兵舎及び警察車両を含む)、政府及び司法関連事務所、政党、企業、礼拝所などを標的にしてきた。PKKやクルディスタン自由の鷹(Kurdistan Freedom Falcons:略称TAK)、外部組織(イスラム国家など)といったクルド人反政府集団を含む複数の集団が攻撃の犯行声明を出している。治安当局は、国内全域で他の攻撃を防止するのに成功したと頻繁に報告している。

2.52 政府とPKKの間の停戦が2015年7月に破綻して以来、治安部隊はトルコ南東部における複数の県で軍事作戦を展開してきた。これらの作戦には、陸軍の歩兵隊、砲兵隊及び機甲部隊の各師団に属する数千人の軍勢と空軍が関わっていた。国際NGOの国際危機グループ(International Crisis Group: ICG)は、2018年9月末現在、停戦終了以来続く紛争でPKK戦闘員、国家治安部隊メンバー及び非戦闘員が4,114人以上死亡していると報告した。紛争は、2017年後半から2018年前半にかけて継続した(クルド人及び超法規的殺害を参照)。

2.53 2018年前半、トルコ軍とそのシリア反政府同盟部隊は3月にシリアのアレッポ (Aleppo)州の都市でクルド人が多数派を占めるアフリン(Afrin)市を占拠し、市民を300 人殺害した他、数万人を強制退去させたと伝えられている。トルコ軍は、トルコ当局がPKK

系テロリスト組織とみなすクルド人民兵クルド人民防衛隊(Syrian People's Protection Units:略称YPG)に攻撃を仕掛ける2か月前にアレッポ州に侵入していた。 トルコはこれまで、YPGや他の集団(イスラム国を含む)に対して国境警備作戦を展開するため、2016年8月にシリアに侵入したことがある。 トルコ軍はイラク北部のPKKを標的にして越境攻撃を行っており、イラク北部のバシカ(Bashiqa)に拠点を維持している。

非常事態

2.54 2016年7月15日にクーデター未遂事件が発生した後、政府は全国を対象として3か月間に亘る非常事態を宣言した。この宣言は2016年7月20日に議会で承認された。非常事態宣言の目的は、「フェトフッラー・ギュレンのテロ集団 (Fethullah Gulen Terror Organisation: FETO)と戦うために必要な措置を最もスピーディーかつ効果的な方法で講じ、可及的速やかに国内を正常な状態に戻すこと」であった。非常事態宣言は、7度に亘って3か月間ずつ延長された後、2018年7月18日真夜中に終了した。議会は非常事態宣言下で発出された36の法定布告の大半を恒久的に採用してきた。 新たな大統領制度の下、大統領は布告を発出する権限を保持している。

2.55 非常事態宣言により、政府は議会を通さず、法律の効力を有する布告を通じて統治することができるようになった。また、非常事態宣言は、布告の枠組み内で行動する行政当局に法律上、行政上、刑事上及び財政上の免責を与えた。2016年11月、最高裁判所(Supreme Court)は、布告が司法審査の対象にならないと判示した。政府は非常事態宣言下で36の法定布告を発出した。人権監視団は複数の布告が非常事態に関係しない事項(市民社会団体や医療センターの閉鎖から車両への冬季用タイヤの使用に及ぶ)を規制していることについて懸念を表明してきた。さらに、非常事態宣言により、治安部隊はギュレン運動支持者とされる国家機関内の職員を厳重に取り締まるための広範な権限を与えられた(ギュレン運動を参照)。当局は様々なテロリズム罪(ギュレン支持者、PKKその他の組織のメンバーであるという嫌疑を含む)で441,195人を相手に訴訟を提起してきた。

3. 難民条約に基づく申請

人種/国籍

3.1 憲法第10条は「全ての個人は、(とりわけ)言語又は人種の如何を問わず、差別なく平等である」と定めている。第66条は「市民の絆を通じてトルコ国家と繋がる者は誰でも『トルコ人』であり、トルコ人とは、他の民族集団、特にクルド人を除くものと解釈し得る」と定めている。第42条は「いずれの訓練又は教育機関においても、トルコ語以外の言語を母語としてトルコ市民に教授してはならない」と定めてある。 人権監視団は、この条項とこれに関連する法律が民族的少数派に対する差別に相当すると論じてきた。

クルド人

- 3.2 公式数値は入手できないものの、国際監視団はおよそ1,500万人のトルコ市民がクルド人とみなされていると推定している。クルド人は、多数派の民族集団を形成しているアナトリア(Anatolia)南東部と、無視できない数の少数派を形成しているアナトリア北東部に集中している。また、相当な規模のクルド人がイスタンブールと他の主要都市に住んでいる。最近数十年間に、トルコに住むクルド人のおよそ半数が紛争から逃れるため(治安情勢を参照)、また、経済的機会を求めるためという2つの理由でトルコ西部に移住してきている。トルコの東部及び南東部は、歴史的に国内の他の地域ほど開発が進んでおらず、相対的に所得が低く、貧困率が高く、産業は少なく、政府投資額も少ない。クルド人は社会経済的に多様であるが、その多くは特に農村部及び南東部において極めて貧しく暮らしている。一方、特にトルコ西部では、クルド人の中流階級が都心で増加している。
- 3.3 クルド人の大半はクルマンジ (Kurmanji)(一般にクルド語と呼ばれる)を話すが、少数の人々はザザ語(Zaza)又はソラニ語(Sorani)を話す。 大半のクルド人はスンニ派イスラム教徒であるが、大半のトルコ民族が信奉するハナーフィー(Hanafi)学派ではなくシャーフィイー(Shafi'i)学派である。トルコの宗教当局は、両学派とも等しく有効であると考えており、シャーフィイー学派の信奉者は、宗教的理由に基づく差別の対象にならない。クルド人の間には大きな政治的分断が存在する。アナリストは、およそ半数がPKKの目標に共感している一方、残りは保守寄りであってPKKのイデオロギーと手法に懐疑的であると語っている。過去の行政の政教分離主義に反対した宗教的に保守的なクルド人の多くは、クルド人の議員(MP)が数人いるAKPを支持している。一部の非クルド人トルコ市民は依然として、全てのクルド人をPKKに関連付けている。
- 3.4 トルコ共和国の樹立を支えた世俗主義の「ケマリスト」イデオロギーは、トルコを単一の民族アイデンティティを共有する国家として想定していた。様々な政策は、民族的少数派のアイデンティティを公に表現することを抑圧することにより、民族的少数派をトルコ民族が多数派を占める国家に同化させようとしていた(近年の歴史を参照)。これらの政策は、特にトルコにおける最大の民族的少数派としてのクルド人に影響を及ぼした。政

策の中には、公の場でクルド語を使用することを禁止する措置、クルド語の場所名を使用 することを禁止する措置、及び特にその性格上分離主義者と認識されるクルド人政党を公 衆が支持することを禁止する措置が含まれていた。これらの政策は、特にクルド人が多数 派を占める南東部地域で激しい怒りを買い、南東部における政府とPKKの間の長期間に亘 る紛争に火を付けた。AKP政権は、特に政府とPKKが2013年に停戦に合意して以来、徐々 に少数派のアイデンティティの表現に関する制限を緩和し、現在その大半は正式に無効と なっている。クルド語はトルコ全域を通じて一般的に使用されている。また、他の非トル コ語と同様に、公立学校で母語教育にクルド語を使用することはできないが、公立学校で は選択言語として、また、私立学校では第一言語(しかし、母語ではない)として教授す ることができる。さらに、改正法により、村落や特定地区に当初使用されていたクルド語 の名称を使用することができるようになった。しかしながら、これらの改正は一貫した形 で適用されてはおらず、一部の事例では、特に政府が選出された市長を更迭し、任命され た受託者を後任に据えてから、後退する形で適用されてきた(政治制度を参照)。たとえ ば、ニューヨーク・タイムズ紙は2017年6月、受託者がこれまで著名なクルド人にちなんで 命名した街路の名称を変更し、又は南東部全域の都市にあるクルド人の英雄像を撤去した と報じた。

- 3.5 国内外の監視団は、南東部における政府とPKKの間の戦闘の再開及び2016年7月に発生したクーデター未遂事件への政府の対応がクルド人の権利及び自由に著しい影響を及ぼしてきたと報告している。特に、2015年以降に治安作戦が展開された結果、南東部の住民は大きな困難を体験することになった。2017年と2018年に公表されたOHCHR報告書には、紛争に起因して、殺害、拷問、女性に対する暴力、過度な力の行使、住宅及び文化遺産の破壊、緊急医療、安全な水及び生計に対するアクセスの禁止、表現の自由に関する厳しい制限など広範に行われた人権侵害を詳述している(関係セクションを参照)。紛争が頂点に達した2016年、国家治安部隊は11県47地区で厳格な夜間外出禁止令(一部の地域における24時間外出禁止令を含む)と移動制限措置を導入した。その多くは依然として実施されている。2018年2月、政府はディヤルバクル(Diyabakir)県内の複数の村落と町で新たな一連の外出禁止令を発表した。厳密に言えば一時的措置ではあるものの、これらの禁止措置は頻繁に更新された。
- 3.6 紛争によって大量の国内移動が引き起こされた。2015年7月から2017年7月にかけて、およそ10万人が家を失い、最大で40万人が近隣の郊外、町及び村落又はトルコ内の他の地域へ移動したと伝えられている。24時間外出禁止令が実施された地域では、多数の人々が強制的に家を追われ、紛争が鎮静化するまで自宅に戻るのを禁じられた。多くの人々は今もなお自宅に戻れないでいる。紛争で破壊した家屋の所有者たちは、「テロリスト活動」により財産が破壊されたという申告書に署名することが補償金を受け取る条件であったと報告している。多くの人々の報告によると、提供された補償金額は、代わりに住宅を探す

には不十分であった。南東部の紛争被害地域に住むクルド人市民が政府部隊及びPKKの両方から暴力及び差別を受けるリスクは高いとDFATは評価している。

- 3.7 政府は、非常事態時の権限を利用して、クルド人、ジャーナリスト、政治家、政治活動家など様々な人々とPKKを支持していると非難されている市民社会団体を標的にしてきた(関係セクションも参照)。2018年1月に、ある国内人権団体は、2016年10月以降、政府の治安作戦により逮捕された全ての人々の31パーセントがクルド人又は左翼集団との関係を疑われて逮捕されたと証言した。2018年6月、ディヤルバクルの人権擁護機関は、現在、民間又は地方自治体のクルド系組織は南東部に一切残っていないと報告した。当局は、劇場、幼稚園及び語学学校を閉鎖していた。
- 3.8 トルコ西部に住むクルド人は、南東部に住むクルド人と同じ紛争関連の暴力には直面していない。政治的に活発でないクルド人及びAKPを支持するクルド人の多くは、トルコ社会に溶け込み、トルコ国家と一体感を持ち、通常の方法で生活している。しかしながら、人権監視団は、トルコ西部に住むクルド人の一部は、暴力的な対応を煽るのを恐れて、公の場でクルド語を話すことなどを通じて、クルド人としての身元を明らかにするのを避けていると報告している。
- 3.9 クルド人(又は他の民族的少数派)が公的又は民間部門に就職すること、公人としての生活に参加すること又は他のトルコ市民と同じような方法で政府の医療・教育サービスを利用することを禁じる法律は一切ない。しかしながら、クルド人市民が実際にそのようなことをできるかどうかは、個人の状況や居住地域によって、ある程度決まる。トルコ西部に住む者は、南東部の紛争被害地域に住む者よりも政府サービスを遥かに利用しやすい。クルド人はトルコにおける公の生活(政府、官公庁及び軍を含む)のあらゆる側面に参加しているものの、上級職に就いている者は伝統的に少数しかいない。公的部門で雇用されている一部のクルド人は、昇進見込みに悪影響を及ぼすことを恐れて、クルド人としての身元を明かすのを避けていると報告してきた。クルド人は、特に多数派を占める地域において、県以下のレベルで公的部門に就職できる可能性はより高いとDFATは評価している。
- 3.10 少数派のアイデンティティを公の場で表現する行為に関する差別的制限を緩和しようとする政府の取組みにもかかわらず、トルコに住むクルド人はその民族性に基づき公的及び社会的差別に直面しているとDFATは評価している。この差別の範囲と形態は、居住地域と個人の状況によって決まる。南東部に住むクルド人、クルド人の女性及び政治又は市民社会団体で活発に行動している(又はそう認識されている)クルド人は、男性クルド人及び政治的に活発でない又はAKPを支持するクルド人よりも高いリスクに晒されている。

宗教

3.11 憲法第2条は、トルコを世俗国家と定義している。第10条は「哲学的信念、宗教又は派閥を問わず、全ての個人は法の下に平等である」と定めている。第15条は「何人もその宗教を明らかにすることを強制されない」と定めている。また、第24条は、良心、宗教的信条及び信念の自由に対する権利を保証している。国家は伝統的に宗教的コミュニティ(及びその実践及び礼拝所)に対しては国家管理が必要であるとして世俗主義を解釈してきた。ディヤネト(宗務庁)がイスラムの実践を管理する(教育も参照)一方、宗教団体総局(バキフラール)は他の全ての宗教を管理している。

3.12 政府は、宗教的アイデンティティに基づく統計を維持していない。しかしながら、監 視団は、トルコ市民の圧倒的多数がイスラム教徒であり、その大半(75~80パーセント)が スンニ派であるという理解で一致している。シーア派ジャファリ(Shi'a Ja'fari)コミュニ ティは、およそ300万人のシーア派教徒がトルコに住んでおり、その大半は東部の諸県にい ると報告している。最大で50万人のアラウィー派(Alawites)信者はシリアに隣接する南 部地域、特にハタイ(Hatay)県に住んでいると伝えられている(この数には、2011年以 降トルコに逃れてきたシリアのアラウィー派難民が含まれていない)。 トルコにおけるイ スラム教徒コミュニティ(スンニ派と非スンニ派)間の関係は一般に友好的であり、他国 で経験するような宗派間の分断が見られない。一部のコミュニティ指導者は、シリア内戦 を巡るトルコ政府とシリア政府の間の緊張関係が、敵対的な発言と相俟って、特にスンニ 派とアラウィー派の間の緊張関係を高めることにつながるのではないかとして懸念を表明 してきた。この懸念は今日まで現実化していない。エルドアン大統領は2013年5月にハタイ 県で2台の自動車爆弾が次々に爆発し、少なくとも43人が死亡した他、多数の負傷者が発生 した事件について、アラウィー派が政権を掌握するシリア体制を公の場で非難した。DFAT は、シリアを巡る緊張関係がスンニ派イスラム教徒と非スンニ派イスラム教徒の間の宗派 間暴力に係る深刻な事件に繋がったような事例が近年起きたかどうかについて承知してい ない。非スンニ派イスラム教徒(アレヴィー派を除く)は宗教を理由とした深刻な公的又 は社会的差別に直面していないとDFATは評価している。

3.13 トルコの非イスラム教徒のコミュニティは小規模である。トルコのキリスト教徒は、あらゆる教派を合わせて15万人未満である。その最大教派は、アルメニア及びギリシャ正教会、シリア・キリスト教徒、エホバの証人、プロテスタントである。ユダヤ人コミュニティの住民は2万人未満である。バハーイー教徒(Baha'i)とヤズィーディー教徒(Yazidi)の小規模なコミュニティがトルコに住んでいるが、その住民数は不明である。

公認宗教集団(「ローザンヌ少数派(Lausanne Minorities)」

3.14 オスマン帝国の分割を正式に決定し、現代トルコの基盤を築いた 「ローザンヌ条約 (Treaty of Lausanne)」(1923年)は、「非イスラム教徒少数派」の権利を保証している。政府は伝統的にこの表現がその時点でトルコにおける3つの主要な宗教的少数派であっ

たアルメニア使徒正教会キリスト教徒 (Armenian Apostolic Orthodox Christians) 、ユダ ヤ教徒及びギリシャ正教会キリスト教徒(合わせて「ローザンヌ少数派」)のみを指すも のとして解釈してきた。 その住民数が1923年以降の他国への移住を通じて3教派とも著しく 減少しているローザンヌ少数派は、主にイスタンブールやトルコ西部の主要な都心に居住 している。ローザンヌ少数派は、既存の宗教団体を維持する権利、礼拝所を新たに建設す る権利、宗教学校を設立し、運営する権利など特定の権利を享受している。政府は、現在 改修中のギリシャ正教会スメラ修道院(Greek Orthodox Sumela Monastery)を含め、少 数派の一部の財産の維持又は修復のために資金を拠出してきた。ローザンヌ少数派は、自 由に礼拝できると報告している。しかしながら、政府はローザンヌ少数派の指導機関又は 管理構造(キリスト教徒の家父長権威職又はチーフ・ラビなど)を法人として認めていな いため、こうした指導・管理機関は財産を購入する若しくはその所有権を持つこと又は裁 判所に訴訟を提起することを禁じられている。ローザンヌ少数派(及び他の宗教的少数派 コミュニティ)は、個々の宗教的財産を所有、管理するに当たって、別個の理事会が運営 する独立した財団法人に依存している。これらの財団法人は、政府が2013年にそれまでの 規則を無効にして以来、新たな規則を公布していないため、その理事会のメンバーを新し くすることができないと伝えられている。

3.15 DFATは、ローザンヌ少数派のコミュニティ又は財産に対する深刻な暴力事件が近年発生したとは認識していない。しかしながら、コミュニティの代表者たちは国営メディアの否定的スピーチがピークに達することについて懸念を表明してきた。国営メディアの否定的スピーチは、トルコとギリシャ、アルメニア又はイスラエルとの間の緊張関係が高まった時期にピークに達する傾向がある。ローザンヌ少数派が脅迫を受けた場合、政府はその礼拝所、特にシナゴーグ(ユダヤ教の礼拝堂)に警備を提供してきた。

3.16 トルコ共和国の初期の時代、国家はローザンヌ少数派コミュニティ(及び他の宗教的少数派)から相当な量の財産を没収した。2001年以降、特に2011年の政府布告以来、 政府は10億米ドル以上の価値がある1,000品目以上の財産を返却し、補償金を支払った。このプロセスは継続されており、各コミュニティは返却の遅延又は拒絶に関して不満を漏らしてきた。一部の算出結果によると、今日まで没収資産のわずか20~25パーセントしか返却又は補償されていない。また、各コミュニティは、政府が財産を返却しているのは、平等を求める市民の権利ではなく、政府の度量の大きさを示すジェスチャーであるとして懸念を表明してきた。2011年の布告は宗教的少数派及び1936年以前に押収された財産には適用されない。

3.17 ローザンヌ少数派(及び他の宗教的少数派)のメンバーが公的部門に就職する又は公的部門で昇進するのを禁じる公的な制限措置は一切ない。憲法第70条は「全てのトルコ人は公務に就く権利を有している。公務員として就職するに当たって、関係する公職に対す

る資格以外の基準は一切考慮されないものとする」と具体的に定めている。それにもかかわらず、一部の非イスラム教徒は、求職申込書上に宗教的アイデンティティを記載しない 又はイスラム教徒以外の宗教的アイデンティティを記載することで、政府雇用を拒絶されたと主張している。コミュニティの代表者たちは、政府の上級職に宗教的少数派のメンバーを見ることは稀であるとコメントしてきた。

3.18 2013年8月、政府は1923年以降存在していたローザンヌ少数派向けの秘密の区分システムが今もなおあることを確認した。このシステムは、オスマン帝国時代の文書から取り出した情報を利用したもので、ローザンヌ少数派のメンバーのみがその子どもを少数派学校に登録できるよう図るため教育省(Education Ministry)がこのシステムを使用している。野党政治家はこのシステムを憲法違反だとして批判しているものの、政府職員はローザンヌ少数派の権利の保護を図るための一助になるとしてこのシステムを防御している。この区分システムが現在も使用されているかどうかは不明である。

3.19 ローザンヌ少数派の権利は憲法上で保証されているものの、そのメンバーが公的差別に直面するリスクは低いが存在するとDFATは評価している。憲法上で世俗主義に対して確固たるコミットメントが示されているものの、トルコの諸法律と長期に亘る慣行は、公的部門の就職機会に関するものを含め、多数派人口の利益のために働いている。ローザンヌ少数派のメンバーが社会的差別を受けるリスクは低レベルで存在するが、外部要因が関わるような時期の間はリスクレベルが上昇する可能性がある。

アレヴィー派

3.20 公式数値はないが、アレヴィー派人口の規模に関する推定値には大きなばらつきがある。アレヴィー派の一部の指導者はアレヴィー派がトルコ人口の25~31パーセント(2,000万~3,000万人)を構成していると推定しており、学者の推定は、この数値が10~15パーセント(800万~1,200万人)であると示唆している。アレヴィー派の多くはクルド人でもあるが、やはり推定値にはかなりばらつきがある(50万~数百万人)。クルド人アレヴィー派は主にアレヴィー派として自認する可能性がより高いとDFATは理解している。アレヴィー派はトルコ全域に亘って広く所在しているものの、アナトリアの中部及び都心内東部、イスタンブール及び他の主要都市に集中している。トゥンジェリ(Tunceli)県がアレヴィー派信仰の中心であり、同県人口の圧倒的比率(95パーセント)がアレヴィー派である。普通のアレヴィー派は通常、社会の中で目立たない態度をとっており、日常の衣服などでその宗教的アイデンティティを強調することはない。

3.21 アレヴィー主義は、中世に出現したもので、シーア派、スーフィー派、スン二派及び 地元の伝統を組み入れたイスラム教の異端宗派である。アレヴィー派信者は本流イスラム 教徒と同じイスラムのテキストを読んでいるが、モスクではなく、*ジェメヴィ(*アレヴィ

ー派の礼拝堂)で礼拝する。男女が隣り合い、アラビア語ではなくトルコ語でお祈りをするが、1日5回祈りを捧げることは見込まれていない。大半のアレヴィー派信者はその信仰を別個の宗教とみなしているが、一部の信者はシーア派又はスンニ派と認識し、又はアレヴィー派としてのアイデンティティを宗教的用語としてではなく、主に文化的な意味合いで見ている。アレヴィー派信者は、その大半が世俗主義であり、宗教と政治の厳格な分離を支持している。アレヴィー派は、一般に当局の干渉を受けずにその宗教儀式を執り行い、宗教的行事を祝うことができると報告している。

3.22 トルコ国家は、アレヴィー主義を別個の宗教として認めておらず、アレヴィー派信者をイスラム教徒とみなしている。ジェメヴィは、礼拝堂として認められておらず、モスクと異なり、その建設又は維持を支えるために公的資金を受け取っていない。ECHRは2015年4月、トルコ政府はアレヴィー派の礼拝堂と宗教的指導者を認めないことで、欧州条約に違反していると判示した。最高上訴裁判所(Supreme Court of Appeals)は2017年8月、ジェメヴィは公共料金の免除を含め、モスクと同じ恩恵を受けるべきだと判示した。2015年のECHRの他の判示には、アレヴィー派のコミュニティが属する宗教を決定するのはアレヴィー派の指導者のみであり、また、アレヴィー派の学生はスンニ派イマームが実施する義務的な宗教教育を免除されるべきであるという内容が含まれていた(教育を参照)。一部のアレヴィー派信者は、授業でアレヴィー主義の信仰内容に関して誤った情報をアレヴィー派の学生に教えているため、両親は家庭でそれを是正しなければならないと主張している。政府は未だに2015年の裁判所判決を実施していないが、反対派が主導する一部の地方自治体は公共料金を免除した。

3.23 アレヴィー派は、特にアレヴィー派の代表を多く擁しているCHPとともに、政治の世界で際立った役割を果たしてきた。大半のアレヴィー派信者はCHPを支持しているが、アレヴィー派はAKPを含む他の政党とともに議会の代表を送り込むことができている。アレヴィー派(又は他の宗教的少数派)が公的部門へ就職する又は軍に勤務することを禁止する法律はないが、現在、政府の上級職(知事又は警察長官を含む)に就いているアレヴィー派信者はいない。一部のアレヴィー派信者は、その宗教的アイデンティティのために公的部門で昇進することを否定されたと主張している。DFATは、アレヴィー派が軍でどのように取扱われているかに関する具体的な情報を一切有していない。

3.24 アレヴィー派コミュニティは過去に深刻な社会的暴力を受けたものの、このコミュニティに対する深刻な社会的暴力に関する近年の事例についてDFATは承知していない。他の宗教的少数派と同様に、アレヴィー派は国営メディアで否定的な描写の対象になったり、低レベルではあるが社会から暴力の脅威を受けたりすることがあった。2017年4月、暴徒がハタイ県の墓地でアレヴィー派の墓地と聖廟を2度に亘って荒らした。この暴挙の後、政府は墓地を清掃するに際して追加の警備と支援を提供した。2017年9月、警察はアレヴィー派

クルド人で元HDP議員の母親の葬式を襲撃する事件に関与した十数人以上の加害者のうち 3人を逮捕した。警察は襲撃を止めさせ、内務大臣は自ら介入して埋葬を手助けした。抗議 参加者が宗教的、民族的又は政治的理由により動機付けられたのかどうかは不明である。 2017年11月、マラティヤ(Malatya)で正体不明の者たちがアレヴィー派信者の自宅13戸の玄関のドアに赤ペンキで「X」という印を付けたため、警察が捜査することになった。

3.25 アレヴィー派が公的及び社会的差別に直面するリスクは低いが存在するとDFAT は評価している。アレヴィー派は別個の宗教として公認されることによる恩恵を享受していないが、通常は自由に礼拝することができ、また、トルコにおける生活の大半の分野(政治を含む)に参加することができる。

他の未公認宗教集団

3.26 未公認宗教集団(バハーイー教徒、ヤズィーディー教徒及び工ホバの証人といったキリスト教徒集団を含むがこれらに限定されない)のメンバーは、学校の運営、礼拝所の正式登録又は国家が没収した財産の返還要求に関して、ローザンヌ少数派と同じ権利は享受していない(公認宗教団体(「ローザンヌ少数派」を参照)。未公認宗教集団は一般に、当局から干渉されずに礼拝を行うことができる。公的部門への就職及び公的部門での昇進は、ローザンヌ少数派の状況と同じである。DFATは、未公認宗教集団が所有する財産に対する破壊行為やテキスト・メッセージ、ソーシャル・メディアへの投稿及び電子メールを利用した聖職者に対する脅迫に関する報告が時折行われているのを承知している。警察は、このような脅迫に対応して保護を提供してきたが、一部のコミュニティは警察の対応が常に十分であるとは限らないと論じている。

3.27 未公認宗教集団のメンバーがローザンヌ少数派やアレヴィー派の状況と同じ公的及び社会的差別に直面するリスクは低いが存在する、とDFATは評価している。

身分法

3.28 「民法(Civil Code)」(1926年)は、結婚、離婚及び児童の福祉を含む身分関係事項に関する主要な根拠法である。民法の条項は宗教の如何を問わず、全てのトルコ市民に適用される。民法と関連規則は全ての結婚について規定し、民法は公的な(民事)結婚のみを認めている。一夫多妻制は、2年以下の懲役刑が科される犯罪である。トルコでは、異性間又は同性間カップルの市民パートナーシップという関係は認識されていない。民法第132条は、離婚した女性が再婚できるのは、前の結婚が終了した日から300日間の待機期間を経た後と定めている。男性には適用されないこの条項は、前の結婚で妊娠した状態で再婚することがないようにし、新たな夫が本人ではない男性の子どもを育てなければならなくなるのを防ぐことを意図している、とDFATは理解している。結婚が認められる法定年齢は男女とも18歳であるが、17歳は親又は後見人の同意があれば結婚する許可を与えられる

場合があり、16歳は、親又は後見人の同意と裁判所の決定があれば結婚できる場合がある。 女児が18歳未満で結婚するのは一般的である。過去4年間で16歳の結婚がおよそ232,000件 行われており、女性の権利擁護運動団体は、トルコにおける全結婚の3分の1は18歳未満の 女性が関わっていると推定している。NGOの報告によると、保守的な農村部においては、 女児が性交渉を持った(強姦によるものを含む)後でその女児の「名誉」を回復するため の手段として結婚をすると見られている。

- 3.29 2017年11月、議会はイスラム教徒聖職者が民事結婚式を執り行うことを認める法律を可決した。それまでは家族問題総局支部の国家職員のみがその権限を与えられていた。この改正は単に宗教の戒律を遵守する市民が結婚式を挙げやすくするためだけのものに過ぎないと同法の支持者は論じるが、反対者はこの改正が保守的なイスラムの価値を世俗社会に押し付けるためのより広範な運動の一環であると強く主張している。
- 3.30 法律4721の第161条~第166条は、離婚が認められるための根拠を特定している。離婚の一般的な根拠には、結婚破綻、別居に基づく離婚及び同意の上の離婚がある。離婚の特別な根拠は、具体的事実に基づくもので、精神疾患、姦淫、残虐行為、家庭放棄(6か月間以上)、刑事上の有罪判決及び中毒が含まれる。
- 3.31 親の監護権は子どもの出生時に開始し、子どもが18歳になるまで継続する。両親が結婚している場合、両親が子どもの監護権を有する。両親が結婚していない場合、民法第337条により、出生時からの子どもの監護権が自動的に母親に与えられる。離婚した場合、裁判官は両親のいずれかに監護権を与え、この決定は、たとえ両親が公証人立合いの下での契約を交わしている場合であっても、子どもの最善の利益に基づいて下される。トルコ法は共同監護を認めていない。裁判所は通常、幼児の監護権を母親に与える。裁判官は、両親の資金状況、子どもの年齢及びニーズに従って子どもの援助を決定する。標準的な形式は適用されない。子どもの監護は、子どもが18歳になったとき、自動的に終了する。
- 3.32 相続に関する主要な法律は、民法、「*国際私法・手続法の規則に関する法律*(Law on Code of International Private and Procedure Law)」(2007年)及び「*民事訴訟法*(Code of Civil Procedure)」(1927年、頻繁に改正される)である。平和裁判所(Court of Peace)及び第一審裁判所(Court of First Instance)が相続問題に関する主要な裁判所である。 手続きを終了するまでに要する時間の長さは予測不能であり、事案の複雑さと裁判所の審理件数によって決まる。トルコ法は、親族の利益のために財産を処分する行為に制限を課している。留保された部分は制定法上の各相続人が無遺言相続で権利を有する制定法上の割合である。

宗教に対する冒涜/中傷

3.33 刑法第216条第3項は「いずれかの集団の宗教的信条を公然と軽蔑する者は誰でも、

そのような行為が治安に対して潜在的なリスクをもたらす場合、6か月~1年の懲役刑を科される可能性がある」と定めている。公式統計によると、トルコの裁判所は2014~15年に刑法第216条第3項に基づき13人に有罪判決を下したが、DFATはそれらの犯罪の詳細情報を把握していない。2016年4月、イスタンブール裁判所は、預言者ムハンマドの漫画を描いたフランスの風刺雑誌「シャルリ・エブド(Charlie Hebdo)」の表紙をジャーナリスト2人が重版した罪でこの2人に懲役2年の刑を宣告した。この2人は、出版を通じて人々の間に憎悪と恨みを抱かせるよう公然とけしかける行為を犯罪とする第216条第1項に基づき、有罪判決を下されたが、第216条第3項に基づく別個の嫌疑については罪を問われなかった。有罪判決は、1,280人(エルドアン大統領とその子どもたちを含む)が刑事訴訟を提起した後に下された。DFATは、2016年7月にクーデター未遂事件が発生して以来、冒涜罪の件数が増加していること又は当局が政治的方法でそのような罪を利用していることを示唆する証拠について一切承知していない。

政治的意見(実際又は帰属)

3.34 憲法は、政治的意見、集会及び表現の自由を保証する多数の条項を含んでいるが、これらの条項の大半には、国家の安全保障を理由として、法律によりこれらの権利を制限することを認める規定が盛り込まれている。トルコは様々な政治的見解とイデオロギーが議会及び政府の他のレベルと社会に反映されている民主主義を維持している。しかしながら、特に非常事態宣言に基づき、政府に反対意見を表明するトルコ市民の権利を個別又は集合的に制限する措置が増えてきている(非常事態を参照)。国際NGOのフリーダム・ハウス(Freedom House)は、「2018年世界の自由度」の中で、トルコを「自由でない」国にランク付けした。

ギュレン運動

3.35 ギュレン運動は、かつての急進的イスラム主義者説教師であり、現在は米国に亡命中のイスラム教徒聖職者フェトフッラー・ギュレン(Fethullah Gulen)の垂訓に基づき、1960年代にトルコで宗教運動として始まった。「ジェマート」(「コミュニティ」)又は「ヒズメット」(「奉仕」)としても知られるこの運動は、数十年間に亘って宗教、教育及び社会組織が関与する市民社会運動へと変容していった。しかしながら、ギュレン運動を批判する人々は、この運動が極めて秘密主義的で非民主的な性格を帯びていることについて長い間懸念を表明してきた。

3.36 ギュレン運動は正式な構造や一元的な階層型組織を一切有しておらず、また、メンバーであることを示す可視的な証拠もない。この運動は、活動家から成る内集団及びギュレンの教えと運動の理想を支持する人々(ギュレンの教育プログラムの修了生であることが多い)から成る外集団を有していると伝えられている。ギュレン運動は大きな国際的存在

感があり、支持者はオーストラリアを含む世界140か国に所在する。また、ニュースワイヤを運営し、複数の出版社と幅広い視聴者がいる複数のテレビ局を有している。トルコ国内におけるギュレン運動の活動は自律的な支部を軸としてきている。これらの支部は、対話団体と学校を有している。ギュレン運動は決して組織として政治に関わろうと強く求めたこともなければ、ギュレン運動という旗印を掲げて議会に候補者を擁立することもなかった。2016年7月にクーデター未遂事件が発生する前、国際監視団はトルコ国内にいるギュレン主義者が数百万に上ると推定していた。

3.37 ギュレンは、支持者に対し「誰にも貴方の存在を気付かれずに、全てのパワーの中心に到達するまで、システムの動脈内を動け」と語ったビデオが公衆の間に流れた1999年にトルコを出国した。当局は、国家を弱体化させようとした嫌疑でギュレンを起訴したが、彼がトルコを出国した後、その起訴を取り下げた。1970年代初め以来、ギュレン主義者はそのネットワークを利用して、支持者を政府(警察、司法及び情報機関を含む)の重要な地位に据えた。監視団はギュレン主義者がこの目的を達成するため、公務員試験の解答を盗み、これを後輩の信奉者に提供したという点で広く意見が一致している。また、ギュレン主義者のネットワークは2008年と2010年に開かれた注目度の高い2つの裁判で証拠を捏造したことも事実として広く受け止められている。この両裁判では、武装部隊のメンバーがAKP政権を転覆させようとしたと不当に訴えられた。2011年、調査好きのジャーナリストは、ギュレン主義者の高官がその立場を利用して官僚機構内の世俗主義者を一掃しようとしていると訴えた。

3.38 ギュレンとエルドアンは数十年に亘って緊密な政治的同盟者であり続けた。しかしながら、2013年12月、エルドアンは複数の上級閣僚が汚職に関与していると訴えられた際、その訴えの黒幕になっているとしてギュレンを非難した。当局はギュレン運動に関係していると考えられる機関や個人を標的にし始め、多数のメディア支局を閉鎖するとともに、数千人に及ぶ警察官を解雇した。政府は2014年、ギュレンに対して逮捕状を発付した。また、2016年5月には、ギュレン運動に「フェトフッラー・ギュレンのテロ集団 (FETO)及び「パラレル国家構造 (Parallel State Structure: PDY)という名称を付し、ギュレン運動を正式にテロ組織として指定した。

3.39 政府は直ちに2016年7月のクーデター未遂事件を首謀したとしてギュレンを非難し、 ギュレン運動は民間及び軍の官僚機構の中で並行的な動きを取っていたと説得力を持って 論じた。非常事態の項で論じたように、当局は非常事態宣言を利用して、ギュレン支持者 (及び他の政敵)ではないかと疑われる多数の人々を行政府、軍、警察、司法及び学会から排除した。2年に及ぶ非常事態宣言期間中、当局はおよそ135,144人の公務員を官僚機構 の様々な部署から解雇し、5,705人の学者をその地位から解任した。解雇・解任又は逮捕 された人々のうち、少数の者は実際にクーデター未遂事件に参加していたとして告発され

ている。判決は、ギュレン運動のメンバーの疑いがあるという事実に基づいて下される。 また、公務員については、不適切な形で公職を得たとして告発された。2018年9月現在、特にクーデター未遂事件に関係している事案で5,370人が裁判にかけられており、1,524人が 終身刑を言い渡されている。

3.40 人権監視団は、政府が個人とギュレン運動を結び付けるための明確な基準を公表していないとして懸念を表明してきた。一部の事例の場合、ギュレン運動との繋がりを示す唯一の証拠は、バイロック(Bylock)というメッセージング・アプリを使用していたというものであった(メディアを参照)。当局が他の逮捕や解雇・解任の根拠としたのは、アスヤ銀行(Asya Bank)との金融取引(この銀行は、ギュレン運動との繋がりを疑われて政府により閉鎖された)、ギュレン運動と繋がりがある労働組合又は団体のメンバー、行政府又は軍での急速な昇進、子どもをギュレン運動と関係がある学校へ通わせていたこと、警察又はシークレット・サービスの報告書(非公開)、ソーシャル・メディアの連絡先及びインターネットの閲覧履歴の分析、同僚又は隣人から受け取った情報などであった。逮捕された人々の多くは、本人たちを不利にする証拠を閲覧することも、本人自身を弁護することもできなかった。非常事態慣行に関する調査委員会に10万件以上の申立書が提出されている(非常事態を参照)が、2018年6月11日までに19,600件の事案のみが検証され、わずか1,010人しか仕事に復帰することを認められていない。

3.41 当局は、解雇・解任された人々のリストを公表したため、掲載された人々は公共又は民間部門で代わりの就職先を見出す機会が著しく減少し、社会的烙印を押される可能性も高くなった。解雇・解任された人々は住宅と社会的便益(医療保険の利用や退職手当の給付を含む)を失い、多くの人々はパスポート(及び家族のパスポート)を無効にされた(パスポートを参照)。様々な布告には、解雇された公務員は「15日以内に公営住宅から退去しなければならない」と具体的に記載されていた。2016年7月以来、政府はギュレン運動と繋がりがあるとして告発されたおよそ1,000社の事業体の財産を差し押さえ、又は管財人を任命した。小規模な店舗から上場企業までに及ぶ事業体は、120億米ドルの価値があると推定されている。2016年11月、家族・社会政策省(Ministry of Family and Social Policies)は、子どもの後見人がクーデター未遂事件を支持していたことを国家が発見した場合、その家族から子どもを取り上げる可能性もあると発表した。DFATは、このような事態が起きた事例を少なくとも1件承知している。2017年11月、トルコのマスコミは、ギュミュシュハーネ(Gumushane)県に住む家族の父親がギュレンと繋がりがあると疑われたことが理由で、裁判所はその父親の養女を元の孤児院に戻したと報じた。

3.42 ギュレン運動のメンバーとして告発された人々が当局から否定的な注目を浴びる(逮捕や起訴を含む)リスクは高いとDFATは評価している。一部の事例の場合、これは正当化される。すなわち、こうした人々が2016年7月に発生したクーデター未遂事件に関わってい

たこと又は不適切な形で公職を得た若しくは悪用したことを示す信憑性のある証拠が存在する可能性がある。しかしながら、一部のケースでは、ギュレン運動のメンバーであることに関する立証責任が信憑性のある証拠基準を満たしておらず、被告人は自己弁護する権利を制限されている。ギュレン運動のメンバーであるとして告発された公務員は、適正手続きを経ずに解雇され、かつ、当局から多数の制裁を科される可能性が極めて高い。救済措置を求めるための正式手続きは進行が遅い。ギュレン運動のメンバーであるとして告発され、信憑性のある証拠が一切存在していない人々は、特にその名前の公表を通じて、深刻な社会的烙印と制約に直面している。

クルド人政治活動家

3.43 クルド人の権益を代表する政党は、伝統的にトルコ国家からの強い反対を受けてきており、政府は、そうした政党がPKKに支援を提供しているという理由で多くの親クルド政党が違法であると宣言してきた。現在の主要な親クルド政党はHDPとその地域姉妹党、及び民主的諸地域党(Democratic Regions Party: DBP)である。HDPは2018年6月の大統領及び議会選挙で戦い、67議席を獲得した(政治制度を参照)。 しかしながら、政府 - PKKの停戦が2015年7月に破綻し、その後南東部で紛争が再開されて以来、当局はさらにこの2政党の政治活動を行う能力を制限してきた。

3.44 HDPの議会代表は、弾圧によって特に影響を受けてきた(DBPは現在、議会に代表がいない)。2017年7月、議会はその規則を改正し、議会メンバーが議場で「クルディスタン」又は他のデリケートな用語を使用するのを禁じ、違反者に対しては罰金を科す可能性がある旨を定めた。2017年12月、HDPの議会スポークスパーソンが議会審議中に自らを「クルディスタン代表」と呼んだ後、議会は2期分の総会に亘って同氏を出席停止処分にした。2016年5月、議会は議員の免責特権を剥奪することを認める法律を承認した。この結果、HDPの議員11人がその議席を剥奪され、その後現役HDP議員1人と前HDP議員9人が様々な罪で収監された。

HDPの共同代表で2018年6月大統領選の候補者であるセラハティン・デメルタス (Selahattin Demirtas)は、2018年9月にPKKのためのテロリスト・プロパガンダを流し、 広めた罪で懲役4年8か月の刑を宣告された。デメルタスは、2018年選挙運動期間を通じて 裁判前勾留されており、自由に選挙キャンペーンを行うことができなかった。同氏は今も なお、有罪となれば合計で懲役142年の刑を科される可能性がある数十件の訴因に直面して いる。

ある前議員は、武装テロ集団のメンバーとしてテロリスト・プロパガンダを流した罪で2018年4月に懲役10年の刑を宣告された。

もう一人の前議員は言葉の上で警察官を攻撃した罪で2018年4月におよそ18か月の懲役刑を宣告された。

3人目の前議員は、ソーシャル・メディアに投稿し、テロ組織のためのプロパガンダを行うとともに、PKKメンバーの葬儀に出席した罪で2017年7月に懲役1年3か月の刑を宣告された。

4人目の前議員は、2017年4月に憲法改正に係る国民投票が行われた後に行った講演で 大統領を侮辱した罪で、2017年6月に懲役1年2か月の刑を宣告された。

3.45 2018年選挙運動期間中、複数の野党がキャンペーン事務所、車両及びスタンドへの襲撃や決起集会の妨害など、党構内で襲撃を受けたが、これらの襲撃は主にHDPに影響を及ぼした。選挙後、人権協会(Human Rights Association: HRA)は報告書を公表し、選挙キャンペーン期間中(4月28日~6月21日)、HDPに対する襲撃が93件(治安部隊による28件を含む)にまで至ったと伝えた。ある事例では、ジェイランプナル(Ceylanpinar)で6月5日、警察が唐辛子スプレーを用いて事前に承認を得て決起集会に集まった人々を追い散らした。エルドアン大統領が6月24日に勝利宣言を出した後、AKPとMHPの多数の支持者がアンカラとイスタンブールにあるHDPの地区事務所を取り囲み、同党のメンバーに暴行を加えた。イスタンブールでは、およそ1,000人が超国家主義のスローガンを唱えながら、HDPに選挙フラッグを取り去るよう要求した。OSCEの報告によると、アンカラ、マニサ(Manisa)、イスタンブール及びブルサの警察はOSCEに対し、HDPに対する政治的暴力と器物損壊の事件が発生したこと、また、一部の事例の場合、当局がその事件に関する調査を開始したことを確認していた。しかしながら、HDPはOSCEに対し、選挙運動中に襲撃を受けた事件に関してHDPが提起した刑事訴訟は、法執行機関により効果的に処理されず、その後、HDPは警察官の任務怠慢に関して検察当局に苦情を申し立てたと語った。

3.46 HDPの報告によると、身体的攻撃の事件に加え、治安部隊はHDPの選挙活動を威嚇的な方法で日常的に監視し、また、選挙運動中におけるAKP上層部の言葉遣いにより、HDPの候補者と支持者の間に恐怖の雰囲気が醸成されるようになった。たとえば、6月14日、エルドアン大統領はAKP党員に対し、各人の近隣におけるHDP有権者を特定し、「厳重に監視する」よう指示した他、様々な場所で行われた選挙運動の決起集会の場で、数度に亘り、デメルタスをテロリストと呼んだ。HDPは、当局が選挙期間中にHDPの活動家375人を勾留したと報告した。

3.47 当局は、PKKに対する反テロリスト攻撃が行われる中、選挙後に親クルド活動家を標的にし続けた。国営のアナドル通信社(Anadolu Agency)は2018年9月11日、選挙以来、HDPやDBPの活動家を含む180人が全国で再勾留されていると報じた。7月15日、特殊作戦部隊がイスタンブールのサンジャクテペ(Sancaktepe)地区にあるHDP事務所を暴力的に急襲し、16人(同事務所の共同代表を含む)の身柄を拘束するとともに、事務所の壁に人種差別主義者の落書きを残していったと伝えられている。人権擁護機関によると、ソーシ

ャル・メディア上で当局が攻撃的だとみなす論評を加えた親クルド活動家は現在、PKK支持者と認識されている可能性が高く、これまで受けたものよりも遥かに厳しい処罰を受けた。活動家たちは現在、広義のテロ罪により、1~2か月間の収監ではなく数年間に亘る懲役刑を科される罪に問われており、家族もまた、当局の監視対象になる可能性が高い。

3.48 親クルド政治活動家が逮捕、監視、嫌がらせ及び起訴という形態で公的差別(選挙期間中は高まる可能性がある)に直面するリスクは高いとDFATは評価している。また、親クルド政治活動家が治安当局及び超国家主義者の支持者から身体的暴力を受けるリスクは中程度である。リスクのレベルは、上位レベルの政治家と下位レベルの活動家の間で差がなく、全国で適用される。

政府を批判する人々:抗議者

3.49 憲法第34条は、事前の許可を得ることなく、武装していない平和的な集会を開き、 デモ行進をする権利を保証しているが、この権利が国家の安全保障及び公共の秩序を理由 に法律で制限される旨を定めている。非常事態宣言に基づき、この自由は、特に政府に抗 議する集団が行う場合に厳しく制限されるようになった。「*非常事態法\ State of Emergency* Law)」(2016年)第9条及び第11条によると、非常事態宣言下では、閉鎖された地域及び 開放された地域における集会やデモを禁止、延期するため又はそれら集会やデモの許可を 取得する義務を課すため、また、集会やデモの地域を決定し、公表し、監督し、散会させ るために必要な措置が講じられる可能性がある。たとえ非常事態宣言前であっても、抗議 者は、法律の制限に直面した。たとえば、「*デモと集会に関する法律(Law on* Demonstrations and Meetings)」(1983年)は、抗議行動を主催する委員会の全メンバ ーに対し、そのイベントを開始する48時間前までに署名した宣言書を地区首長事務所に提 出することを義務付けている。また、「*警察の権限と義務に関する法律、その他の法律及* び布告を改正する法律 (Law Amending the Law on Powers and Duties of the Police, Other Laws and Decrees)」(2015年)は、警察が検察当局に相談することなく抗議者の 身柄を拘束することを認めるとともに、デモ行進中に顔を全部又は一部隠す抗議者に懲役5 年の刑を科している。

3.50 これまで、抗議行動は、イスタンブール、アンカラ及び他の主要都市でよく見られる日常的な出来事であった。しかし、2013年にゲジ公園(Gezi Park)で行われたデモは、公衆の抗議行動に対する当局の反応に変化が見られたことを示した。このデモは当初、イスタンブールのゲジ公園の木々を開発目的で伐採することに反対する小規模な抗議行動として開始されたが、2013年初めから中頃にかけて他の問題(人権侵害、権威主義の高まり、社会的不公正など)に抗議する集団も参加して規模が大きくなっていった。ピーク時には、国内全土で起きた抗議運動に数万人が参加した。抗議は一般に平和的であったが、デモ参加者が治安部隊に対して暴力を用いた事案も数件起きた。治安部隊はこの抗議行動に強硬

的な姿勢で対応し、催涙ガスやゴム弾でデモ参加者を追い散らした。トルコ医療協会 (Turkish Medical Association)は、抗議行動中に8人が死亡、このうち少なくとも4人は 警察による暴力の結果として死亡したと報告した。この他、数百人の治安職員を含む8,000 人以上が負傷した。2014年1月、政府は、抗議運動中に救急医療を施す行為を刑事的に処罰 するために適用できる改正法を導入した。この結果、複数の医師が処罰され、2人は仮設医 療診療所で応急処置を施した罪で刑事的に起訴された。2015年4月、裁判所は抗議運動に関 与した被告人26人を釈放した。警察による力の過度な行使に対して当局の調査が実施され た結果、抗議者の死亡に関して警察官2人に懲役10年の刑が言い渡された。

3.51 抗議行動は、ゲジ公園でデモが行われて以来、トルコで引き続き起きているが、ゲジ公園デモと同じ規模に近づくものは一つもない。政府は反政府デモの多くを国家の安全保障に対する脅威とみなしており、群衆を統制するため多数の武装警官を配置してきた。また、当局は、特にデモが南東部における紛争(クルド人を参照)や性的指向又はジェンダー平等に関する問題(LGBTI(レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス)を参照)などデリケートな主題に関するものである場合、デモが行われる前に主催者の身柄を拘束してきた。当局は政府に反対していると認識される集団が主催するデモ又は集会に許可を与えることを(2017年4月の憲法改正に係る国民投票の前を含め)日常的に拒否してきた。当局が許可を与えた場合であっても、特定の場所への立入を制限してきた。治安部隊は時折、抗議行動に力で対応し、多数の負傷者を出した。HRAの報告によると、2017年の最初の11か月間でHRAはデモ行進中に起きた当局との衝突で負傷した人々から寄せられた1,855件の苦情を受理した。また、HRAは2017年12月、警察は2017年の最初の11か月間でおよそ350件のデモと集会に介入し、およそ2,000人の身柄を拘束したと報告した。CHPは2018年6月の選挙に先立ち、当局の干渉を受けずに大規模な政治集会を開くことができた一方、HDPは南東部の中心地で政治集会を開くことを禁じられた。

3.52 政治デモを通じて政府政策に抗議する批判者の能力は、非常事態宣言下で導入され、現在もなお講じられている措置によって著しく損なわれてきたとDFATは評価している。 デリケートな問題に関して抗議しようとする人々は、当局から許可を得ることができず、 抗議行動をとれば、力を伴う治安対応に直面する可能性が高い。

政府を批判する人々:中傷

3.53 刑法の複数の条項は、トルコ国家、その象徴及びその代表に対する中傷(「侮辱」として定義されている)を禁じている。第299条第1項はトルコ政府、トルコ国家、大国民議会を侮辱する行為に対して懲役6か月~3年の刑を科しており、第299条第2項は政府、司法機関、軍又は治安機関を公然と貶める者に対して同じ刑罰を科している。第300条第1項は引き裂く又は燃やすことによりトルコ国旗を公然と貶める者に対して懲役1~3年の刑を科

し、第300条第2項は国家を公然と貶める行為に対して懲役6か月~2年の刑を科している。第300条第3項は、トルコ市民が外国で罪を犯した場合、刑罰は3分の1だけ増加すると定めている。第125条第3項は、その公務の履行を理由として公務員を侮辱する行為に対して、(第125条第1項に基づき科される)懲役3か月~2年の刑を科している。第125条第5項に基づき、侮辱が委員会の委員として活動している官僚に向けられたものである場合、その罪は当該委員会の全ての委員(官僚)に向けられて犯されたとみなされ、そのような犯罪として刑罰を科される。第299条第1項は大統領を侮辱した罪に対して懲役1~4年の刑を科し、その罪が公の場で犯された場合、刑は6分の1だけ加重されると定めている。第130条第1項は、死者の名声を侮辱する罪に対して罰金又は3か月~2年の刑を科し、その罪が公の場で犯された場合、刑は6分の1だけ加重されると定めている。第130条第2項は、死者の遺体又は骸骨について侮辱する発言を行う罪に対して懲役3か月~2年の刑を科している。

3.54 近年、当局は国家機関を侮辱した行為により、中傷罪で数百人(ジャーナリストや未成年者を含む)を起訴してきた。エルドアン大統領は、第297条に基づき、歴代の各大統領よりも遥かに多い訴訟を提起してきた。マスコミ報道によると、エルドアンは2014年8月から2016年3月にかけて第297条に基づき1,845件の訴訟を提起した。 大半の事案はジャーナリストに適用されたが、著者、政治家、スポーツ選手、学者及び学童に対しても訴訟が提起された。

2016年3月、医師はエルドアンを「ロード・オブ・ザ・リング」のゴラムにたとえたインターネット・ミームを作り出した罪で失職した。

2016年5月、裁判所は元ミス・トルコに対し、インスタグラムで風刺に富んだ詩を共有した罪で執行猶予が付いた懲役14か月の刑を言い渡した。

2016年3月、新聞編集長はツイッターで大統領を侮辱した罪で懲役31か月の刑を科された。

3.55 第299条に基づき起訴された事案の大半は懲役刑という形で結審されることはなかったが、一部の被告人は執行猶予付き懲役刑を科され、また、多くの人々が裁判前勾留で時間を費やした。人権監視団は第299条が適用されることで威嚇の環境が醸成され、自己検閲を促すことにより表現の自由が著しく制限されることになったと主張している。2016年7月にクーデターが未遂に終わった後、エルドアンはトルコにおける「新たな始まり」を示す1回限りのジェスチャーとして、第299条に基づき提起された全ての訴訟を取り下げると発表した。その後、すぐに第299条に基づく新たな起訴が再開された。2017年6月、法務省は大統領を侮辱する行為に関係する罪で2016年に3,658人を裁判にかけたと発表した。より最新の数値は入手できないものの、当局は広く、一般的には無差別な方法で第299条に定める罪を適用し続けているとDFATは理解している。一つの際立った事例を挙げれば、2018年7月、CHP代表のケマル・クルチダオール(Kemal Kilicdaroglu)は、エルドアンとその

家族が海外に送金したと主張した後、エルドアン一家を侮辱した罪で有罪判決を受け、 359,000トルコリラ(当時の為替相場で10万豪ドル)という史上最高額の罰金を支払うよう 命じられた。

3.56 政府が中傷法を積極的に適用することで、政府政策に抗議する批判者の能力が制限されているとDFATは評価している。特に、大統領を批判したと認識される人々が個人として懲役刑につながる可能性がある起訴や有罪判決に直面するリスクは高い。

利害関係集団

人権擁護機関

3.57 憲法第33条は、結社の権利を保証しているが、国家の安全保障を理由として法律によりこの権利を制限することを認めている。トルコでは、複数の組織が人権を擁護するとともに、他の市民社会活動を行っている。これらの集団はウェブサイトなど公的なプロフィールを有しており、しばしば政府に極めて批判的な報告書をトルコ語と英語で公表している。しかしながら、非常事態宣言下で講じられた措置により、こうした集団の活動能力が著しく制限されるようになった。人権擁護機関の多くは、その活動を全面的に中断するか、その報告書を自己検閲するなどして大幅に抑制してきた。国際人権監視団は、人権監視レベルが低下したことに加え、治安部隊に新たな権限が広範に与えられた(非常事態を参照)ことで、人権侵害が起きる可能性が高まっていることについて強い懸念を表明した。

3.58 OHCHRによると、2018年3月現在、政府は非常事態宣言を通じて1,719の団体(人権及び人道援助集団、弁護士協会、財団法人、他のNGOを含む)を恒久的に閉鎖していた。政府は、ギュレン運動やPKKを含むテロ組織のメンバーであるとして多くの人権擁護者を起訴してきた。2017年7月、警察は人権研修セミナーを急襲し、著名な人権擁護者11人の身柄を拘束した。この中には、世界最大の国際人権NGOであるアムネスティ・インターナショナル(Amnesty International)の名誉会長Taner Kilicと外国人指導者2人が含まれていた(Kilic氏は2018年8月に釈放されたが、同氏と他の2人に対する起訴は取り下げられていない)。国内外の監視団はこの起訴を政治的な動機に基づいているとして批判してきた。

3.59 政府は、クルド人の権利を擁護する集団を標的としてきた。2016年11月に発出された政府布告により、数百ものクルド人市民社会団体が国家の安全保障を理由に閉鎖された。また、治安部隊は宗教的及び文化的少数派、LGBTI(レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス)コミュニティ、女性及び労働組合員の権利を擁護する集団の活動を厳重に監視している。人権擁護機関の多くは、刑事訴追を別として、当局による嫌がらせ、監視、威嚇、脅迫、起訴しないままでの長期勾留及び渡航禁止について報告している。人権擁護者や他の市民社会活動家に法的支援を提供する弁護士も、同様の取扱いを受けている。

3.60 人権擁護者が逮捕、監視、嫌がらせ、起訴及び海外渡航禁止措置という形態で公的差別に直面するリスクは高いとDFATは評価している。このリスクは、文化的、宗教的及び性的少数派及び労働者の権利に関して活動している人々にとって特に高い。

メディア

3.61 憲法の複数の条項は、メディアの表現の自由を保証している。第26条は「市民は表現し、その思想と見解を言論、著述若しくは絵画により又は他の媒体を通じて広める権利を有している」と定めている。この権利には、政府当局から干渉されずに情報と着想を受け取り、開示する自由が含まれている。第28条は「報道は自由であり、検閲されないものとする。 国家は報道の自由と情報の自由を保証するために必要な措置を講じるものとする」と定めている。しかしながら、両条項の他の箇条は、国家の安全保障、公共の秩序の維持及び領土の保全に基づき法律によりこれらの権利が制限される旨を定めている。また、刑法、刑事中傷法及び反テロリズム法の適用除外規定により、政府に批判的な見解を表明する又はデリケートな主題を取り上げるジャーナリストの能力が著しく制限されている。

3.62 人権監視団が語ったところによると、トルコにおける報道の自由は近年、特に2016年6月にクーデター未遂事件が発生してから相当悪化してきている。OHCHRは、2018年3月付報告書の中で、当局は2016年末現在でギュレン運動又はPKKと繋がりがあるという疑いで160以上のメディア支局を閉鎖していたと伝えられていると記述している。マスコミ報道は、それ以来この数が180以上にまで増加していることを示唆している。また、当局は多数のジャーナリストを逮捕してきており、その多くはテロ関連罪に問われている。収監されているジャーナリストの数に関する推定値には、ばらつきがある。ジャーナリスト保護委員会(Committee to Protect Journalists)は、少なくとも81人のジャーナリストが2017年12月にその活動を理由として収監されたと報告している。「独立したジャーナリズムのためのトルコ・プラットフォーム(Turkish Platform for Independent Journalism)」は、153人のジャーナリスト、編集長又は報道マネージャーが2017年11月に収監されたと報告している。勾留されているメディア従事者の大半は、PKK又はギュレン運動と繋がりがあるという疑いで拘置所に収容されている。国際ジャーナリスト擁護団体は、トルコの刑務所に勾留されているジャーナリストの数は世界でも最多の水準であると語っている。

3.63 ECHRは2018年3月、クーデター未遂事件後に著名なジャーナリスト2人を一時的に 勾留した措置は必要でもなければ適切でもなかったと判示した。トルコ当局はこの判決に 従わず、この2人に対する訴訟手続きを継続した。そのうちの1人であるMehmet Altanは、判決前の段階で憲法裁判所が釈放を命じていたにもかかわらず、クーデターに関与した罪で2月に終身刑を宣告されていた。2018年6月、Altanは控訴により釈放された。同じ事件で 有罪判決を受けた彼の兄弟と他の4人は収監されたままである。もう一人のジャーナリストは、ザマン(Zaman)事件(後記参照)で有罪判決を受けた。

3.64 政府は、クルド語を用いるメディア支局で活動するジャーナリストを特に標的としてきた。緊急布告により、民間のクルド語新聞社の、テレビ局及びラジオ局のほぼ全てが国家の安全保障を理由に閉鎖された。当局は、 現在クルド支局と関係がある又は以前に関係していた複数のジャーナリストをPKKと繋がりがあるという疑いで又は「テロリストのプロパガンダを流した」罪で起訴又は勾留してきた。クルド人ジャーナリストの多く(南東部で活動するジャーナリストを含む)は、国家当局から脅迫、身体的暴力及び刑事捜査を受けたと報告している。南東部でPKKを非難していた又は政府を支持していたジャーナリストは、PKKから威嚇と脅迫を受けてきた。

3.65 当局は、デリケートな問題、特に南東部における紛争やギュレン運動の調査などに取り組んでいるジャーナリストに対しテロ関連罪で起訴してきた。裁判所は、2016年7月から2017年7月にかけてジャーナリストを被告人とする事案を301件審理したと伝えられている。142件については検察官が加重終身刑を要求したが、5件については終身刑を要求した。 裁判所は多くのジャーナリストに有罪判決を宣告し、複数のジャーナリストは長期懲役刑を言い渡された。

2018年7月、裁判所は、ギュレンと繋がりがあるザマン新聞(現在は閉鎖されている)の元コラムニスト6人にテロ組織のメンバーであるとして有罪判決を下し、懲役10年半の刑を言い渡した。他の被告人5人は釈放された。

2018年4月、裁判所は反政府系の中道左派新聞 「 ジュムフリエト (Cumhuriyet) 」の ジャーナリストと管理者の14人に「テロ組織を支援し」、「テロリストのプロパガンダ 」 を流した罪で有罪判決を下し、懲役8年と6週間の刑を言い渡した。

2018年3月、裁判所はテロ組織のメンバーという罪でジャーナリスト25人に有罪判決を下し、懲役7年以下の刑を言い渡したが、他の1人は釈放した。

3.66 また、反政府ジャーナリストはその活動に関して威嚇や他の圧力(脅迫、家宅捜索及び時折の身体的攻撃を含む)を受けたと報告してきた。エルドアン大統領を含む政府高官は、批判的な報道に対応して、ジャーナリストを名指しして口頭で攻撃してきた。一部のジャーナリストは、報道が政府に批判的だと思われるような場合は、失職したり、自己検閲を実施するよう要請されたりしたと報告している。また、一部のジャーナリストは、編集長から海外特派員と一緒に活動するのを避ける又は止めるよう圧力をかけられたと報告している。人権監視団は、そのような圧力が自己検閲の雰囲気をもたらす原因になっていると主張している。トルコ出版者協会(Turkish Publishers Association)によると、出版者は訴訟を招くような内容(政府批判、性的な内容、親クルド人を支持する内容など)を避けるために自己検閲を実施することが多い。一部の著者と出版者は、中傷、名誉毀損、猥褻、分離独立主義、テロリズム、政治的転覆、原理主義及び宗教的価値の侮辱の罪で起訴されてきた。

3.67 人権監視団の報告によると、政府は報道機関を直接検閲する行為に訴えることがあった。2017年1月、政府は緊急布告を発出し、テロ事件が発生した際には放送に干渉する又は放送を中止させる権限を職員に与えた。政府は2017年に、報道管制を敷くことを数度に亘って宣言したが、全てが厳格に実施されたわけではなかった。

3.68 人権監視団は、親政府事業体による独立メディア支局の買収が増加していることについて懸念を表明してきた。2018年3月、主要な独立メディア会社であるドアン・ホールディングス(Dogan Holdings)は、そのメディア資産を政府関連の事業グループに売却すると発表した。ドアン・ホールディングスの資産には、最もよく売れている日刊紙であるヒュッリイェト(Hurriyet)とポスタ(Posta)、またテレビニュース局のKanal DとCNN Turkが含まれており、これらのメディアは、日常的に批判的かつ独立的な声を提供するプラットフォームを提供していた。エルドアン大統領は、反政府グループの偏見を繰り返し非難していた。この売却以来、親政府事業グループは、最も視聴されているテレビ10局のうち9局を所有しており、最も多く読まれている新聞10紙のうち9紙を所有している。

3.69 2017年2月、政府は緊急布告を発出し、最高選挙管理委員会(Supreme Board of Election)から、国の主要な政党に平等なアクセスを与えることを放送局に義務付けるという平等の原則に違反した民間のラジオ・テレビ局に罰金を科す権限又はその業務を中断させる権限を剥奪した。この布告は、国内のメディアの多様性がますます失われてきている状況とともに、2018年7月の大統領及び議会選挙に向けて様々な政党が展開しているキャンペーンに対する報道が圧倒的に政府寄りになったことに反映された。国境なき記者団(Reporters Without Borders)によると、2018年5月、公共放送局TRTのニュース・チャンネルは68時間をAKPのみに費やし、CHPには7時間、正道党には12分しか充てず、HDPに至っては全く報道しなかった。国営及び民営のテレビ局はAKPがその選挙公約を発表するのを報道したが、他の政党に関して類似のイベントを報道する放送局はなかった。

3.70 インターネット浸透率は、近年引き続き上昇している。インターネットにアクセスできるトルコ人世帯の割合は、2016年末時点で76パーセントであったが、インターネットを利用する $16\sim74$ 歳の市民の割合は同時点で93.7パーセントであった。電気通信部門の基本法により、政策立案と規制の役割は分離されている。運輸・海事・通信省(Ministry of Transportation, Maritime Affairs, and Communications)は政策立案に責任を負い、その理事会メンバーが政府により任命される情報・通信技術庁(Information and Communication Technologies Authority: 略称BTK)は規制分野を所管している。「インターネット法(Internet Act)」(2007年)により、当局はインターネットのコンテンツと電気通信ネットワークへのアクセスを制限することを認められており、当局は日常的に個人のオンライン活動を監視している。

3.71 政府は近年、インターネットのアクセス、コンテンツ及び利用に関して、制限を大幅に強めてきた。2015年3月に改正法が可決された結果、曖昧に定義された理由により、かつ、事前に裁判所から承認を得ることなく、ウェブサイトをブロック(遮断)する政府の権限が拡大された。2016年7月にクーデター未遂事件が発生した後に発出された緊急布告により、監視を強化し、インターネットへのアクセスを制限する政府の権限が増すとともに、議会及び司法の監視レベルが低下した。2018年3月、議会はコンテンツをオンラインでストリーミング配信することを希望する放送会社に対し、ラジオ・テレビ監視庁(radio and television watchdog authority: 略称RTUK)から認可を受けることを義務付け、ラジオ・テレビ局と同じ基準を適用することを定めた法案を可決した。RTUKは無認可のストリーミング配信を刑事裁判所に届け出ることができるようになる。トルコの放送会社の一部は旧法の抜け穴を利用して、オンラインに移行することにより検閲と厳格なコンテンツ規制を回避しようとしてきたが、同法案はこの抜け穴を塞ぐものである。

3.72 フリーダム・ハウスの2017年「インターネット上の自由度」報告書は、インターネットの自由度に関してトルコを「自由でない」にランク付けした。インターネットの自由に関するNGOによると、当局は2017年1月から10月にかけて16,089のウェブサイトをブロックした。このうち722は裁判所命令を受けている。 政府は日常的に国家の安全保障を理由にフェイスブック、ツイッター、ユーチューブ、ワッツアップなど有名なソーシャル・メディア・サイトへのアクセスを中断してきた。また、2017年4月には、シリア内戦におけるトルコの役割に関する記事を理由にウィキペディアを恒久的にブロックした。当局は、特に南東部で緊張関係が強まった時期に、インターネットやモバイルサービスへのアクセスを日常的に遮断してきた。

3.73 2016年7月にクーデター未遂事件が起きた直後、数千人が暗号化されたバイロック・メッセージング・アプリを利用した嫌疑で逮捕又は勾留された。政府はこのアプリがギュレン運動のメンバーのみにより利用されたと断言した(<u>ギュレン運動</u>を参照)。多くの事例において、バイロックの利用はギュレン運動のメンバーを支持した疑いを証明するために挙げられた唯一の証拠であった。2017年12月、アンカラの検察当局により、およそ11,500人は、ギュレン主義者がプログラムした別個のアプリをダウンロードした後、知らずに本人の携帯電話がバイロックのサーバーへ向けられていたことでバイロックのアプリを利用したという誤った告発を受けていたことが判明した。この調査結果により、テロリズムとの繋がりを疑われて逮捕されていたおよそ1,000人の被勾留者が釈放される道が開かれた。

女性

3.74 憲法第10条は「全ての個人は、性別を問わず、如何なる差別をも伴うことなく、法の下に平等である」と定めている。同第10条は2004年5月に改正され、「男女は平等の権利を有し、国家はこの平等性が実際面においても存在するよう図る義務を負う」と定める規

定が追加された。女性は身の安全、労働力への参加、女児の義務教育に関するものなど多くの分野において相当な法的保護を享受している。結婚、離婚、相続及び児童監護は男女平等を尊重する民法で規定されている(<u>身分法</u>を参照)。トルコでは、CEOの12パーセントが女性である。これと比較し、OECDの平均は5パーセントである。歴代のトルコ政権は女性を差別する刑法及び民法の規定を撤廃、改訂し、欧州基準に合わせようとしてきた。AKP政権が大学及び官僚メンバーや警察官に適用されていたヘッドスカーフ着用禁止措置を撤廃したことで、保守的な家族の出である女性や女児が高等教育を受け、公職に就く機会を得るのをこれまで妨げていた障害が取り除かれた。また、インターネットやソーシャル・メディアの利用が高まったため、男女平等を巡る諸問題が脚光を浴びるようになり、これに対する一般公衆の意識も向上している。

3.75 女性は政府を含むトルコ社会の全ての分野に参加しているものの、企業、市民社会、及び社会的、文化的、宗教的障壁が女性の参加を制限し続けている。CEDAWは、トルコの第7次定期的検証に対する2016年7月付回答書の中で、家族及び社会における女性と男性の役割及び責任に関する差別的な既成概念が依然として根強く存在している状況について懸念を表明した。この既成概念は、母親及び妻としての女性の伝統的な役割を強調しているため、女性の社会的地位、自律性、教育機会及び職業キャリアを損ねているほか、性別に基づく女性への暴力の根底をなす原因にもなっている。CEDAWは、各県の当局内や社会の中で父権的姿勢が強まっており、また、曖昧に定義された「ジェンダー平等」又は「ジェンダー公正」の概念に集中した議論により、男女平等が公然と、かつ、ますます損なわれてきていると述べ、懸念を訴えた。特に憂慮すべき問題は、伝統的役割を果たさない女性に対して、政府高官が差別的かつ屈辱的な発言を幾度か行っていることであった。たとえば、エルドアン大統領は2016年6月、母性を否定し、家事を放棄した女性は、たとえ職業人生がどれほど成功していたとしても、不完全であると某女性団体に語った。また、2014年7月、当時の副首相は講演の中で女性は公の場で声高に笑うべきではないと語った。

3.76 2018年6月に行われた議会選挙で、有権者によって総議席数600のうち103議席について女性が選出された。この数はトルコ議会において史上最多の女性議員が誕生したことを示しているが、総議席数の17.1パーセントを占めているに過ぎず、男女平等を表す50パーセントを大きく下回っている。また、世界平均の22パーセント及び女性の権利擁護団体が要求してきた33パーセントにも及んでいない。トルコの全81県のうち33県では、女性の代表が選出されなかった。現在、閣僚16人から成る内閣には2名の女性が起用されている。世界経済フォーラム(World Economic Forum)の2016年世界男女格差指数(Global Gender Gap index)は、トルコを141か国中130位にランク付けした。トルコの2017年女性労働力参加率は32.3パーセントであったが、これは欧州諸国中最低である。

3.77 憲法第41条は「家族はトルコ社会の基礎をなし、配偶者間の平等に基づいている。

国家は家族、特に母親と子どもの保護が関係する場合、家族の平和と厚生を図るために必 要な措置を講じ、必要な機構を設けるものとする」と定めている。女性の権利擁護団体は、 政府が女性の権利を犠牲にしていると認識される「家族の権益」を促進する政策や制度の 取り決めを推進しているとして懸念を表明してきた。たとえば、政府は2011年、家族・社 会政策省を新たに設置し、これまでの女性・家族省 (Ministry of Women and Families) に取って代えた。この省自体も、2018年6月の選挙後に統合され、現在は労働・社会サービ ス・家族省 (Ministry of Labour, Social Services, and Family) となっている。2016年5 月、「家族の一体性を保護する委員会」と呼ばれる議会委員会が、トルコで上昇しつつあ る離婚率の削減を目的とする複数の勧告を盛り込んだ報告書案を公表した。女性の権利擁 護団体は、この勧告(扶養手当を受ける期間を制限するものを含む)の多くを批判した。 この勧告により、女性は厳しい経済的困難に直面する危険を冒して虐待的な夫と離婚する という状況に置かれる恐れがあるだろうと権利擁護団体は論じた。また、権利擁護団体は、 15~18歳の女性と性交渉を持った男性が、この女性と結婚し、その結婚が身体的暴力のない まま5年間継続した場合は、この男性は刑事責任を逃れることができるとする提案を批判し た(身分法を参照)。公衆の抗議活動が広まったことを受けて、政府はこの後者に関する 法案を2016年11月に取り下げた。

3.78 CEDAWは、立法改革を通じて男女平等を推進する政府の取組みを歓迎する一方、特定の差別的法律が依然として施行されていることに懸念を表明した。CEDAWは、特に刑法第287条に焦点を当てた。 同条は性器検査について定めており、被疑者の女性が同意しない場合であってもその女性の処女性検査を裁判官又は検察官が実施することを認めている。また、CEDAWは「人口計画法(Law on Population Planning)」(1983年)に基づき制定された「子宮除去・避妊手術サービス実施規則(Regulation for the Implementation of Uterine Evacuation and Sterilization Services)」の第13条にも懸念を表明した。同条に基づけば、既婚女性は配偶者の同意がある場合しか中絶することができない。

3.79 性別に基づく暴行や家庭内暴力は、トルコの都市部、農村部の両方で広く起きている。家族・社会政策省が実施した調査によると、調査対象となった女性の86パーセントは、パートナー又は家族から身体的又は精神的暴力を受けていると述べ、70パーセントはパートナー、家族又は隣人から暴行されたと回答した。女性に対する暴力事件の幾つかはメディアの関心や公衆の非難を集めているものの、トルコの大半の人々は公の場で夫が妻を平手で打つといった低レベルの暴力を私事として受入れている。「女性に対する暴力禁止・家族保護に関する法律(Law on the Prevention of Violence against Women and the Protection of the Family)」(2012年)は、ドメスティック・バイオレンスを特に犯罪としていない。女性の権利擁護団体の報告によると、保護命令は十分に監視されておらず、実施されることも稀である。裁判所は、未成年の少女を強姦した罪に問われた者を含め性的暴力の加害者に対ししばしば寛容な判決を下し、被告人が裁判中に「良い振舞い」を示

したならば刑期は短縮されることが多い。2016年4月、法務省はドメスティック・バイオレンスを家庭内問題として定義し、 夫と妻の間の不協和に干渉する役割を果たすべきなのかどうか疑義を呈した。

3.80 暴力防止・監視センターの設置に関する法律条項により、住民10万人ごとに設置されることとされている国営の女性用避難所は、暴力的関係を逃れようとする女性に対し、経済的、心理的、法的及び社会的支援を提供するよう義務付けられている。しかしながら、家族・社会政策省は、2015年12月現在で全国にはわずか133(101か所は中央政府、32か所は地方自治体が運営)の女性用避難所が設置されているに過ぎないと報告した。ドメスティック・バイオレンス用避難所の数は需要を満たすのに不十分であり、しかも立地があまりよくない。アンカラに住む500万人はわずか3つの避難所しか有しておらず、10万人以上の人口を持つ市の多くには避難所が全くない。CEDAWの報告によると、避難所は女性に夫と仲直りさせようとする、あるいは子どもと別れさせようとすることが多く、また、避難所の規則と手続きにより、暴力被害者が避難所を利用するのは制限されており、また、利用しづらくなっている。政府はドメスティック・バイオレンス用全国ホットラインを運営しているが、サービスの質は家庭内虐待の被害者にとって十分ではないとNGOは主張している。

3.81 CEDAWの2016年7月付報告書は、クルド人女性、特に南東部で2015年以降に治安部 隊とPKKの間の紛争が再開したことで被害を受けている女性の状況について懸念を表明し ている(<u>治安情勢</u>を参照)。同報告書によると、家を追われた女性は、住宅、教育及び医 療サービスの利用を含め、特別な困難に直面している他、性的その他の暴力を受ける危険 性も高まっている。CEDAWは、クルド人女性に対する嫌がらせ、性的暴力及び脅迫に関す る訴えを記録した。治安部隊は威嚇の手段として、強姦又は殺害された女性市民や女性戦 闘員の裸の写真をソーシャル・メディア上で共有したと伝えられている。 トルコ南東部に おけるコミュニティの代表者たちは、選出された代表者に取って代わるために任命された 受託者が、特に2016年初めに展開された治安作戦により最も被害を受けた地方自治体にお いて、女性センターを閉鎖したと主張している(<u>政治制度</u>を参照)。女性センターの多く はそれまでドメスティック・バイオレンスに苦しむ女性や子どもを支援し、女性が社会生 活や政治的生活に従事するのを推進していた。NGOによると、こうした女性センターが閉 鎖されたことで、クルド人女性がドメスティック・バイオレンスを受ける状況の中で支援 を求める可能性が少なくなった。クルド人女性は警察による虐待と公の辱めを恐れて、そ れぞれのコミュニティの外でドメスティック・バイオレンスを論じるのを躊躇していると NGOは主張している。また、伝えられるところによれば、警察が関与するようになれば、 ドメスティック・バイオレンスの根底にある文化的、社会的及び経済的原因が解決されな いまま、さらに多くのクルド人男性が収監されることになるとクルド人女性は恐れている。

NGOは、警察が閉鎖されたセンターから秘密の個人情報を入手し、非公開の場所に保存しているため、数千人に及ぶセンターの利用者とその家族のプライバシーと安全性が脅かされる恐れがあると主張している。

3.82 トルコには、「名誉殺人」の横行に関して信頼できる統計はない。名誉殺人は、家族の評判を傷つけたと考えられる家族メンバーを罰するために犯す又は命じる殺人として定義される。家族の評判を傷つけるような行為には、婚外性交、見合い結婚の拒絶、家族の承認を得ずに自らの配偶者を選択する行為、強姦の被害者となること、同性愛行為(LGBTI(レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス)を参照)又は自由な行動及び服装が含まれる可能性がある。女性の権利擁護団体の報告によると、名誉殺人は南東部における保守的な家族や南東部出身で大都市に住む移住者家族の間で一般的に行われている。CEDAWの2016年7月付報告書は、「名誉」の概念に対する公衆の認識を変えさせようとする政府の取組みが不十分であることに懸念を表明した。名誉殺人の罪を問われた個人は、終身刑を言い渡される可能性があるものの、実際のところ、裁判所は被害者の「不品行」に起因する怒りや激情など情状酌量要因を理由に刑期を短縮することが多い。人権監視団は、親戚が女性を殺害する行為は「名誉」侵害行為を理由として正当化し得ることを社会がある程度受容していると報告している。家族は、家族の名誉を守るため、娘に自殺するよう圧力をかけることがある。

3.83 トルコ人女性の大半は、居住地や社会経済的レベルに応じて社会的差別を受けるリスクが低~中程度あるとDFATは評価している。また、トルコ人女性が性別に基づく暴力に直面するリスクは中程度である。これらのリスクに加え、南東部の紛争被害地域に住むクルド人女性は、紛争に関連する暴力に直面するリスクが高い。ただし、トルコに住む女性の大半は、職場及びコミュニティへの参加を制限するよう作用する法律という形で公的差別に直面するリスクは低い。

LGBTI(レズピアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス) 3.84 トルコでは、同性愛又は同性愛行為を禁止する法律がない。オスマン帝国は 1858年にソドミー(男性同士の肛門性交)を犯罪の対象から外した。 同性愛者に対する同意が認められる法定年齢は、異性愛者と同じである。トランスジェンダーの人々は法的にジェンダー(性別)を変更できるものの、医療報告に基づき裁判所から許可を得なければならない。法的な性転換は、当該個人が独身で暮らし、かつ、性転換と不妊化の手術を受けることを条件としている。しかしながら、法律は、社会施設、政府事務所又は企業において性的指向又はジェンダーアイデンティティーに基づく差別が行われることを明示的には禁じていない。また、法律はLGBTI市民に対し、非LGBTI市民が享受している特定の権利(結婚及びこれに関係するパートナーシップ恩典(退職、相続、保険、社会保障、死亡時における遺体へのアクセスに関するものなど)を含むがこれに限定されない)を保証していな

ll.

3.85 人権団体の報告によると、警察はLGBTIの個人に対する嫌がらせを正当化するため、「公衆道徳に対する犯罪」、「家族の保護」及び「自然に反する性行動」に関する法律条項を利用してきた。トランスジェンダーの売春者に対する警察の嫌がらせは、しばしば賄賂を強要する目的で一般的に行われていると伝えられている。LGBTIの個人に対する憎悪犯罪を禁じる法律はない。人権団体は、2010年から2014年にかけてLGBTIを自称する個人が少なくとも41人殺害されたという報告に触れ、法律の欠如によりLGBTIの個人は路上犯罪や全般的な暴力に晒されやすい状況に置かれていると主張している。刑法第29条は、被告人が「不当な行為」により挑発された場合、暴行や殺人を含む犯罪の刑期を短縮することを認めている。人権団体は裁判官が日常的にこの第29条を利用して、LGBTIの殺人事件における刑期を短縮してきた。2014年2月、NGOは裁判所がトランスジェンダーの女性を殺害した罪に関して、「不当な挑発」(この挑発は被害者のジェンダーアイデンティティーそのものであった)を理由に刑期を終身刑から懲役18年に短縮したと主張している。

3.86 LGBTIの問題や個人に対して強固な社会的禁忌が存在する。ピュー研究センター(Pew Research Center)が2013年に実施した調査により、トルコ市民の78パーセントが社会は同性愛を認めるべきではないと感じていることがわかった。また、2011年世界価値観調査(World Values Survey)で、トルコ市民の84パーセントはLGBTIの隣人と共に生活することを望んでいないことが明らかになった。さらに、2012年コンダ調査(Konda survey)では、同性愛を犯罪行為とすべきではないと考えているトルコ市民はわずか11.2パーセントに過ぎないことがわかった。これらの社会的姿勢が直近の数年間において改善された可能性は低いとDFATは評価している。親政府メディアとエルドガン大統領を含む政府高官は同性愛について軽蔑的なコメントや意見を寄せることが極めて多い。たとえば、2017年11月、大統領は地方自治体選挙への立候補者に関して「ゲイ枠」を設けているとしてCHPを非難した。

3.87 人権監視団の報告によると、LGBTIの人々は職場でその性的指向又はジェンダーアイデンティティーを隠す必要性をしばしば感じており、それをしない(又はできない)人々は悪影響を受ける可能性がある。経済全体において失業率が高いために、LGBTIの人々はその生計手段を失うことを恐れ、差別に関して不満を漏らす気になれないでいる。トルコの雇用法は「公務員の地位にとって不適切とみなされる下品で恥ずべき行動を取っている」ことがわかった政府従業員を解雇することを認めており、他の法律は「不貞」(定義されていない)の行動を犯罪としている。人権監視団の報告によると、雇用主はLGBTIの人々を差別するためにこれらの法律条項を利用している。医療給付は、雇用されている状態にあることを条件としているため、差別的な雇用慣行を理由に失業しているLGBTIの人々は

治療(HIV/AIDSに対するものを含む)を受けるのに困難を感じる可能性がある。HIV/AIDSに対する社会的烙印により、 LGBTIの人々の多くはHIV/AIDSの検査結果が本人にとって不利な形で利用されるのを恐れて、検査を避けるようになっている。

3.88 LGBTIの人々にとっての社会的状況は、居住地域や社会経済的レベルに応じて大きく異なる。LGBTIの人々の多くは、大都市、特にイスタンブールの裕福な居住区で隠し立てせず安全に生活している。しかしながら、貧困地区や農村部、特にアナトリアで生活する社会経済的レベルが低い人々は、これらの地域に広まっている保守的な価値観のために、そのような生活を送れる可能性が低い。ゲイ、レズビアンとも異性間結婚をし、子どもを持つことを求める社会的圧力に直面している。

3.89 人権監視団は2016年、イスタンブール、アンカラ、イズミール、アダナ及び他の大 都市における公式団体と小都市や大学構内にある非公式団体を含むおよそ50の団体がトル コにおけるLGBTIの人々の権利と権益を推進するために活動していると報告した。LGBTI の家族及び親族を支援する団体が2016年の終わり又は2017年の初めに設立された。LGBTI 団体は、正式に登録し、公然と活動することができる。しかしながら、その多くは家主か らの差別、多額の罰金を科すと脅しながら手間のかかる監査を頻繁に行うという形態での 公的差別、構内で団体を組織することを認めない大学当局の姿勢などを理由に、事務所を 探すのに困難を感じていると報告している。LGBTI団体は、他の市民社会団体と同様に、 非常事態宣言の下で運営に対する制限が強化されたため、その擁護活動の規模を縮小せざ るを得なくなった。2017年11月、アンカラ県知事は治安上の懸念を理由に挙げて、LGBTI の公開イベント(映画、劇場公演、討論会、インタビュー、展示会などを含む)を禁止す ると発表した。当局は2015年以降、公共の秩序と治安を理由にイスタンブール・プライド (Istanbul Pride) 行進を禁止している。この行進はこれまで10年以上に亘り、数万人が参 加して実施されてきており、イスラム世界における最大のLGBTIイベントの一つとなって いた。近年、警察は2013年以降デモ行進が禁止されてきた場所であるイスタンブールのタ クスィム広場 (Taksim Square) にLGBTI社会のメンバーが集合しようとしたのを強制的 に防止し、追い散らした。また、警察は、反対抗議行動を起こそうとして集合した反LGBTI 団体のメンバーを逮捕した。

3.90 LGBTIの受刑者と被勾留者は、他の受刑者及び刑務官からの身体的暴力や嫌がらせに晒されやすい(拘置所の状況を参照)。LGBTIの受刑者は精神的又は身体的疾患を理由として独房に移動するため、健康診断を求めることが多い。 2012年、ECHRはLGBTIの受刑者を隔離するトルコの政策を差別的であると判示した。 これに対応して、トルコの法務省はLGBTI専用の刑務所を建設する計画を2015年4月に発表した。その後、建設がイズミールの某立地で開始された。司法省はこれがLGBTIの受刑者を虐待から保護することを目的とした安全措置であると主張したが、LGBTIのNGOと活動家はLGBTI社会を排斥するた

めの手段であるとしてこの動きを批判した。新施設がいつ完成し、LGBTIの受刑者を受入れる準備が整うのか不明である。

3.91 LGBTIの人々(及び LGBTIと認識される人々)が暴力を含む可能性がある社会的差別に直面する可能性は中程度であるとDFATは評価している。このリスクは、地理的位置、社会経済的レベル及び個人や家族の状況に応じて異なる可能性がある。性的特徴や性別に関する伝統的見方がトルコ全域に浸透し続けていることから、LGBTIの人々が職場及びより広いコミュニティへ参画する機会は制限される可能性がある。

兵役拒否者

3.92 憲法第72条は「兵役は、全トルコ市民の権利及び義務である」と定めている。男性は21歳になった時点で開始される兵役に関して、20歳の時に登録することを義務付けられる。大学生は学業を修了するまでその兵役を延期することができる。20~41歳の男性は徴兵対象者であり、大学卒業生は6か月間、非大学卒業生は12か月間、それぞれ兵役を務めなければならない。

3.93 兵役は若い男性の通過儀式と見られているものの、兵役の免除又は延期は可能である。 大学生は学業を修了するまでその兵役を延期することができる。また、将来の懲役は、医 学的に見て不適格である場合、国外に居住している場合又は同性愛性を「証明できる」場 合、免除される可能性がある。国内情報筋の報告によると、将来の懲役は本人の兄弟が兵 役に就いている間に死亡した場合も免除される可能性がある。個人が医学的に見て兵役に 適していないことを証明するための検査は厳格である。同性愛は心理社会的疾患とみなさ れ、軍が認めた医師による侵襲的診療及び写真証拠の提供という2つの方法で証明されなけ ればならない。個人が身体障害を主張する場合、障害が依然として残っていることを確認 するため、その個人は兵役対象期間中、2年に一度検査を受けなければならない。

3.94 政府は、義務付けられる兵役期間を短縮又は免除するため、兵役対象者が料金を支払うという選択肢を定期的に兵役対象者に提供してきた。2018年7月、議会は1994年1月1日以前に出生したトルコ人男性を対象として、本人が大学生であり、15,000トルコリラ(当時の為替相場で3,385豪ドル)を支払えば、兵役を21日間で終了できるようにする法律を可決した。兵役免除の料金を支払うという選択肢は直近で2014年に提供された。料金は以前の35,000トルコリラ(当時の為替相場で18,000豪ドル)から減額され、18,000トルコリラ(当時の為替相場で9,000豪ドル)に設定された。2014年の免除料金は貧者を差別するものであるとして広く批判された。35,000トルコリラは当時の平均年収に近かった。2016年1月、政府はトルコ国外で少なくとも連続する3年間に亘って生活又は労働していた38歳以上のトルコ市民が5,680トルコリラ(当時の為替相場で1,580豪ドル)を支払えば兵役の免除を受けられるようにした法律を可決した。

3.95 軍当局は、本人が兵役に関する債務又は義務を一切負っていないことを示す兵役免除 文書を発行する。このような文書には、本人が不適格である理由に関する情報が含まれて いない。兵役に適していない人々は支障なく公的又は民間部門の雇用を得ることができる。 当局は兵役に関して精緻な全国データベースを維持しているため、長期間に亘って兵役を 回避することはほぼ不可能である(中央市民登録システム(MERNIS)を参照)。交通違 反の疑いで呼び止められるなど当局と関わりを持つようなことがあれば、本人の兵役記録 との照合確認が行われる可能性がある。また、生体認証式パスポート内のバーコード(パスポートを参照)が前記の全国データベースとリンクしていることは、兵役拒否者がトルコに帰還した時点で当局が本人を特定し、身柄を拘束できることを意味する。

3.96 政府は良心的な兵役拒否に対する権利を認めていない。宗教的理由に基づき兵役義務に反対する人々は、軍事及び民事裁判所への起訴に直面し、2か月~2年の刑期を科される可能性がある。良心的兵役拒否に関して知られているもので最初の事件は1989年に提訴された。しかしながら、事件数は着実に増加している。2016年8月のマスコミ報道では、事件総数が数千件に及んでいると推定していた。活動家は2014年に左派、イスラム教徒、クルド人戦闘員、平和主義者及びフェミニスト同盟勢力の支援を得て、良心的兵役拒否協会(Conscientious Objection Association: COA)を設立した。他の人権擁護団体と同様に、COAの活動能力は非常事態宣言の下で制限されてきた。良心的兵役拒否者に対する起訴は継続されている。国際人権監視団の報告によると、2017年8月、エホバの証人の信者68人が兵役を拒否したことで起訴された。

3.97 当局は、兵役拒否と脱走を深刻に取扱っている。兵役を拒否しようとする者は、刑期を科される。「懲役忌避者、兵役拒否者、[兵役]未登録者及び脱走者に関する法律(Law on Absentee Conscripts, Draft Evaders, Persons Unregistered [for Military Service] and Deserters)」(1930年)第63条は、平和時に兵役を拒否する者に対して刑罰を定めている。刑罰は7日以内に当局に出頭した者に対して科す1か月以上の懲役刑から3か月後に逮捕された者に対して科す最長36か月の懲役刑までに及んでいる。第63条は、兵役拒否者又は脱走者が兵役を拒否する度に、それぞれを別な事案として複数回適用することができる。また、兵役拒否者及び脱走者は、入隊時の宣誓、制服の着用又は命令の遵守を拒否すれば、同法第87条又は第88条に基づき起訴される可能性がある。

3.98 トルコ人の男性は、決して全員ではないものの、その大半が兵役を務めるとDFATは評価している。 兵役の免除を受けることは可能であるが、個人の状況及び社会経済的な環境に大きく依存している。 良心的兵役拒否者と兵役忌避者は迫害、 収監及び様々な社会給付及び市民権の利用制限 (出国する権利を含む場合がある) に直面する可能性が高い。

4. 補完的形態の保護を求める申請

生命の恣意的な剥奪

超法規的殺害

- 4.1 トルコで起きた違法又は超法規的な殺害が関係する事件の圧倒的多数は、南東部における治安部隊とPKKの間の紛争に関連している(治安情勢を参照)。人権監視団は、政府、PKKとも市民の生命を守るのに十分ではない措置しか講じていないと報告している。ICGの報告によると、2015年7月20日から2018年9月末にかけて起きた治安部隊とPKKの間の衝突により、(ICGが非戦闘員と特定し、確認した)市民461人と「所属先不明の若者」223人が死亡した。「所属先不明の若者」とは、衝突地域で死亡し、都市部での紛争という状況の中で市民と戦闘員の線引きが曖昧なために市民又は私服のPKK青年民兵として確定することができない16~35歳の個人を指す。トルコの人権状況に関するOHCHRの2017年2月付報告書は、トルコ南東部で2015年7月後半から2016年8月末までの間に起きたとされる数百人の違法殺害に関して、当局がまだ調査を一切実施していないと伝えた。家族や被害者を代表する弁護士によると、国内の検察官は憲法及び国際人権法に基づき調査義務を負っているにもかかわらず、報告されている殺害事件の調査を開始することを拒否している。
- 4.2 超法規的殺害、即決・恣意的処刑に関する国連特別報告官は、その2015年5月付報告書の中で、1990年代に国家職員、PKK隊員がともにトルコ南東部で関与したのではないかと疑われている未解決の殺害、勾留中死亡及び強制失踪事案数千件に関して、ほんの一握りの裁判しか進められていないと伝えた。同特別報告官は、1980年代に遡る強制失踪の被害者と違法軍事組織メンバーの遺体が埋められていると考えられる共同墓地が発見されたことについて懸念を表明した。また、同特別報告官は、同期間中に人権を侵害された被害者の救済及び補償権に対して包括的アプローチが取られていないと述べた。

強制的又は非自発的失踪

4.3 2017年9月、国連強制的又は非自発的失踪に関する作業部会(UN Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances)は、トルコで発生し、未解決となっている強制失踪事案94件を調査していた。これらの事件の大半は、PKK(クルド人を参照)と政府治安部隊間の紛争を背景として1992年から1996年にかけてトルコ南東部で起きた失踪に関係している。同国連作業部会は、2015年7月以来トルコ南東部で紛争が再開していることについて、人権侵害の状況を詳述した同作業部会の1998年報告書の中で記述した状況に同地域の現状が類似していると形容し、懸念を表明した。OHCHRは、トルコ南東部における人権の状況に関する2017年2月付報告書の中で、2016年8月にイスタンブール、シャンルウルファ(Sanliurfa)及びリース(Lice)でそれぞれ別個に起きた事件で男性3人がトルコ南東部から強制失踪したという訴えがなされていると伝えた。また、OHCHRは、ディヤルバクル出身の親クルド民主的諸地域党のメンバー1人が2016年11月にアンカラで失踪した事件を伝えた。

- 4.4 同国連作業部会は、2016年3月にトルコを公式訪問した。訪問後、同国連作業部会は 政府が強制的又は非自発的失踪の問題に対処するための措置をほとんど講じていないため、この問題の特質を評価するに当たって、又は正確な数値を得る上で困難を感じたと報告した。同国連作業部会は、強制失踪の原因となる行為をトルコ法では別個の犯罪として定めていないと伝えた。当局は強制失踪事案を殺人、拷問又は自由の恣意的な剥奪として捉えて捜査し、起訴している。この結果、たとえ強制失踪が明らかに起きた場合であっても、「親」の犯罪が立証できない限り、事件は打ち切られるか、釈放により結審されることになる。この法律脱落は、刑事司法制度に対する公衆の不信や強制失踪の加害者は処罰されないという認識の元となっている。同国連作業部会は、強制失踪事案のうち加害者に刑罰が科される結果となったものは、わずか2件に過ぎなかったと伝えている。
- 4.5 国内外の人権団体は、2016年7月にクーデター未遂があった後に強制失踪事件(外国で発生したものを含む)が増加していることについて懸念を表明してきた。2017年8月、HRWは法務大臣に書簡を送り、2017年3月以降アンカラで少なくとも4人の男性が誘拐され、強制失踪させられた可能性がある事件が起きていることについて緊急に捜査を開始するよう要請した。この男性たちの1人である元教師は42日後に警察の留置場に収容されていることが判明した。同様の状況で失踪した他の3人の居場所は、依然として不明である。2018年4月、国営メディアはギュレン運動の上級メンバーであるとされる男性6人が勾留されている写真を公表した。このマスコミ報道は、トルコとコソボの治安部隊が共同作戦を展開してコソボでこの6人を逮捕した後、トルコに送還したと伝えた。その後、マスコミ報道を通じて、実際はトルコ当局がコソボ当局に知られることなく、あるいはコソボ当局の許可を得ずにトルコへこの男性たちを連れ戻したという事実が浮上した。
- 4.6 国際人権監視は、PKKが2017年に20人の政府職員及び市民を誘拐したと主張している。

拘留中の死亡

4.7 人権団体は、2017年に当局で勾留中に起きた被収容者の不審死に係る数件の事例を文書化したが、全体の件数についてはばらつきがある。トルコ人権基金(Human Rights Foundation of Turkey)は、刑務所内で少なくとも 10 人(児童 3 人を含む)が死亡したと報告した。HRA は 17 人の死亡を報告した。法務省は、野党議員からの書面による質問状に回答し、2016年に 66 人の受刑者が自殺(うち 40 人は 2016年 7 月のクーデター未遂事件後に自殺)したと報告した。2016年 8 月、59歳の労働組合員が、伝えられるところではクーデター未遂事件の関連で、他の 90 人とともに身柄を拘束された後、警察の留置場内で死亡した。留置されてから 12 日後に、この男性は裁判所へ出頭する前に負傷し、昏睡状態のまま 9 日後に病院内で死亡した。病院の剖検により、死因は脳内出血であることが確認された。警察はこの男性が裁判所の階段から落ちたときに頭を打ったと主張したが、批評

家はこの男性が負傷した際には警察官 2 人が護衛していたため、この死亡は疑わしいと論じている。拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する国連特別報告官は、2017 年 12 月付報告書の中で、勾留中に死亡した場合、剖検が通常行われるものの、これが国際最低基準に従って行われたかどうかを評価するのは不可能であると伝えた。

死刑

4.8 トルコは2002年に平和時の犯罪に対して、2004年には全ての状況において死刑の適用を放棄した。トルコでの最後の死刑は1984年に執行された。エルドアン大統領は、議会が賛成するのであれば死刑の再導入を受入れる用意があると繰り返し公言してきた。一例を挙げれば、大統領権限を強化する憲法改正の是非を問う国民投票が2017年4月に行われ、改正案が支持された(政治制度を参照)ことを受けて、エルドアン大統領は死刑を復活させる議会法案が出ればそれを承認すると支持者に語り、この動きに対する市民の支持レベルを測るため、国民投票をもう一度行うことを示唆した。しかしながら、政府は今日まで、示唆された国民投票の実施を含め、死刑を再導入するための措置を一切講じていない。

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰

4.9 トルコはICCPR、CAT及びOPCATの締約国である(人権の枠組みを参照)。また、トルコは欧州理事会のメンバー国として、「人権及び基本的自由の保護に関する欧州条約(Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms)」(欧州人権条約)及びその第1~12議定書並びに「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment)」及びその第2議定書の締約国である。憲法第17条は、拷問及び他の虐待から逃れる権利及び人間としての尊厳と相容れない刑罰又は取扱いに晒されない権利を定めている。刑法は拷問を犯罪としており、悪質な事件の場合は終身刑が科される深刻な犯罪として定義している。刑事訴訟法(2004年)第147条は、拷問や虐待を防止するため、被疑者を尋問する際の法的基準を設定している。この要件には、起訴内容の通知、弁護士を雇う権利、黙秘する権利、近親者に対する逮捕事実の通知及びテロ行為の疑いをかけられた者の場合は全ての尋問内容を書面に記録する義務又は録音・録画する義務が含まれる。刑事訴訟法第148条は、自由な意思を損なわせる身体的又は精神的介入を通じて得た自白を訴訟において証拠として利用してはならず、また、証拠の根拠にしてはならない旨定めている。

4.10 このような法的保護があるにもかかわらず、人権監視団の報告によると、トルコの拘置所では、特に被勾留者から自白を引き出す又は被勾留者に他者を非難させるための手段

として、被勾留者に対する拷問や他の虐待が一般的に行われている。拷問及び他の残虐な、 非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する国連特別報告官は2016年11月にト ルコを訪問し、 2016年7月のクーデター未遂事件及び南東部における紛争に関連して拷問や 他の虐待が広く行われているという訴えがあることを報告した。拷問及び虐待に関する訴 えの大半は、逮捕時期とその後の警察内での留置若しくは憲兵隊(ジャンダルマ: gendarmerie)による拘置、又はスポーツセンターや厩舎、裁判所の廊下などに即席で設置 された非公式な拘留場所に関係している。虐待疑惑には、過酷な鞭打ち、足蹴り、殴打、 口頭による非難、物体を用いた性的挿入その他の性的暴力若しくはその脅し、手錠をかけ られ、ストレスポジションに置かれた状態での長時間放置、独房での長期監禁、飲用水、 食糧、医療及び睡眠の剥奪などが含まれる。身体的虐待は一般に、当局が被勾留者を正規 の拘置所に移送すると中断される。人権監視団によると、拷問や虐待に関する報告は、2016 年7月のクーデター未遂事件に続く数週間に行われたものに比べ、現在は件数も深刻度も著 しく低下している。しかしながら、南東部では、口頭による攻撃や脅し、平手打ち、侵襲 的な身体検査などの虐待や品位を傷つける取扱いに加え、男性刑務官が移送中の女性被勾 留者に性的な脅迫又は嫌がらせを加えたり、診察中にプライバシーを与えないなどの行為 に関する訴えが今もなお時折行われている。

4.11 原則として、検察官は個人が申し立てる苦情の如何を問わず、*職権により*拷問と虐待に関する全ての訴えを調査することができ、また、そうしなければならない。さらに、検察官は受理した全ての苦情をフォローアップしなければならない。苦情は、被害者自身、その家族若しくは弁護士、市民社会団体又はオンプズマン機関などの監視機構が申し立てる可能性がある(<u>国家人権機関(NHRI</u>)を参照)。刑務所・拘置所総局(General Directorate of Prisons and Detention Houses)によると、職員は虐待疑惑に関して、NGOの報告や報道記事などの公開資料を定期的に検査し、その後、これらを個人の苦情として取扱う。また、当局は、家族が苦情を申し立てられるようにするため、ホットラインを設置してきた。人権団体は、拷問及び他の虐待の被害者の大半は本人又は家族が報復されるのを恐れて、また、検察と司法部門の独立性及び苦情を調査し、裁定する意欲若しくは能力に対する信頼の度合いが低いため、当局に苦情を申し立てることをしないと主張している。特別報告官は、正式な調査や起訴が行われるのは極めて稀であると伝え、所管当局側に事件を取り上げて調査を進める意欲や能力が低いことから、*事実上*、拷問や虐待行為は刑事免責されるという強い認識が醸成されていることを示唆した。

4.12 2012年以降、憲法裁判所は、下級裁判所が効果的な救済策を一切与えなかったことを前提条件として、憲法並びにECHR及びその議定書に基づき、権利の侵害に関する個人からの苦情を直接受理することができるようになっている。検察官が個人からの拷問の訴えに関する調査を開始しない場合、その個人は拷問に関する苦情を憲法裁判所に直接申し

立てることができる。憲法裁判所は、2012年から2017年末までの間に、拷問に関しておよそ121,000件の苦情を受理した。 2016年7月のクーデター未遂事件前には、拷問に関係する苦情を毎年およそ20,000件受理していた。クーデター未遂事件後、苦情の件数は大幅に増加し、憲法裁判所は2016年のみで個人から69,752件の苦情を受理した。 憲法裁判所は2016年末までに、拷問禁止に対する違反事件に関して38件の判決を下した(2014年:3件、2015年:10件、2016年:25件)。

4.13 特にトルコ南東部において、また、2016年に起きたクーデター未遂事件直後の時期 に警察署内及び拘置所内で行われた拷問に関する報告は信憑性が高いとDFATは評価して いる。職員から拷問を受けた人々が公式ルートを通じて救済を受ける可能性は極めて低い。

恣意的な逮捕及び勾留

4.14 憲法第19条は、恣意的な逮捕と勾留を禁じており、裁判所で逮捕又は勾留の合法性に異議を唱える権利を定めている。被疑者が罪を犯している最中に身柄を拘束されない限り、逮捕するに当たっては検察官が発付する令状が必要であると法律で定められている。通常の状況下では、被疑者を最長24時間勾留することができる。その後、検察官は被疑者に罪状の認否を問うため検察官の令状を持って裁判官の前に出廷させる前に勾留を48時間(移送時間を除く)延長することを承認することができる。主席検察官は、複数の被疑者や訴因が関わる事件など特定の状況下であれば、罪状認否手続き前にこの勾留期間を最長4日間延長することを求める申請を行うことができる。正式逮捕は後の措置で、勾留とは切り離されている。したがって、その後裁判所命令が発付されない限り、被疑者は刑務所に勾留されることを意味する。当局は逮捕してから24時間以内に起訴内容を被疑者に通知しなければならない。国内外の人権監視団は、法執行職員が必ずしもこれらの要件を遵守しているとは限らないと主張している。

4.15 2016年7月にクーデターが未遂に終わった後、政府は当局が被勾留者を拘束することができる条件に関する複数の布告を発出した。「非常事態下で講じる措置に関する法令 (Decree Law on Measures to be taken under the State of Emergency)」(2016年)により、起訴又は司法審査が行われない状態での最長勾留期間が30日まで延長され、治安に危険をもたらす又はテロ組織と情報を交換する疑いがある被勾留者が弁護士と面会できる機会が厳しく制限されるようになった。また、同法令により、被勾留者と弁護士間の打ち合わせに職員が立ち会い、録画及び録音を行い、この打ち合わせの間に交換又は保存された文書を押収できるようになった。その上、弁護士と顧客の間の打ち合わせや面会を制限し、未遂となったクーデターを本人自身が支持した疑いがある弁護士から弁護職を剥奪する権限が検察官に与えられた。さらに、その後に発出された法令(No. KHK/668 (2016))により、弁護士に接見させずに勾留する期間が最長5日間までに延長された他、弁護士が事件ファイルを閲覧することで捜査が妨げられる場合は、弁護士の閲覧権を制限する権限が

検察官に与えられた。拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する国連特別報告官の2017年12月付報告書には、弁護士の接見がない状態で勾留されている間に被疑者から如何なる供述も取ってはならないと同法令は定めているものの、この条項は裏を返せば、被疑者を事実上外部との連絡を絶った状態で勾留することになり、特に拷問及び他の虐待に晒されやすくしていると記述されている。

4.16 複数の非常事態布告が通常の法律に追加されることにより正規化された。法令No. 676 (2017)により、刑事訴訟法に弁護士の接見がない状態で最長24時間勾留される可能性をもたらす条項と被勾留者と弁護士間の秘密契約に制限を課す条項が追加された。また、2018年7月に可決された新たな反テロ法に基づき、当局は複数の犯罪に関して被疑者を起訴しないまま最長48時間又は最長4日間勾留することができる。

体刑

4.17 刑法、刑事訴訟法とも裁判所が体刑を科すことを認めていない。体刑は刑務所内で講じる懲罰的措置として違法であると考えられているものの、法律では特に禁じられていない。「刑執行及び治安政策に関する法律(Law on Enforcement of Punishment and Security Policies)」(2004年)は、勾留されている児童の権利を定めているが、体刑を明示的には禁じていない。学校での体罰を明示的に禁じている法律はないが、複数の法律は児童に身体的又は精神的暴力を振るう教師に対する懲罰的措置を定めており、体刑は長期に亘って違法であると考えられてきた。ただし、体罰は家庭内又はそれに似た環境内においては合法である。民法が2002年に改正され、親の矯正権が排除された。しかし、刑法第232条は依然として親の「懲罰権」の概念を認めている。裁判所は、刑法、「家族を保護し、女性に対する暴力を防止するための法律(Law to Protect the Family and Prevent Violence against Women)」(2012年)及び「年少者保護法(Juvenile Protection Law)」(2005年)に盛り込まれている暴力及び虐待禁止に係る条項を、育児における体罰を禁じるものとしては認識してこなかった。監視団の報告によると、トルコでは社会的及び文化的観点から見て育児の際に体罰を用いることがほぼ全面的に受け入れられている。

4.18 トルコは、その2010年及び2015年UPRの中で体刑を禁止すべきだとする勧告を受入れ、全ての体刑(児童に対する体罰を含む)を禁止するという誓約を表明した(<u>人権の枠組み</u>を参照)。トルコは欧州理事会の児童への体罰に反対するキャンペーンの署名国である。しかしながら、政府は法的禁止に向けた措置を近年のところ一切講じていない。

5. その他の検討事項

国家の保護

5.1 内務省(Ministry of Interior)は、トルコ全域で法と秩序を確保する責任を負う。同省は別個に設置された複数の治安及び情報機関を通じて運営されている。トルコは様々な国家保護機構を有している。治安部隊と司法機関は確立されており、文民により運営され、長きに亘る公務の伝統から恩恵を受けている。2016年7月に起きたクーデター未遂事件に対する政府の強い対応、特にギュレン運動と繋がりがあると非難された者への厳しい対応は、国家の保護を提供する治安及び刑事司法制度の能力を弱体化させた。警察や他の治安当局による人権侵害及び不適切な取扱いに関する苦情を申し立てるための公式ルートは存在しているものの、治安部隊メンバーによる人権侵害を訴える民族的少数派又は政治活動家など高リスク集団からの苦情が起訴につながる可能性は低いとDFATは評価している。

軍

- 5.2 陸軍、海軍及び空軍で構成されるトルコ軍(TSK: Turkish Armed Forces)は、国境警備に対する全面的責任を含め、領土防衛に責任を負う。総司令官は大統領であるが、軍の日常運営に責任を負う軍司令官(Commander of the Armed Forces)は、参謀総長(Chief of General Staff)である。総勢およそ350,000人の現役兵士と360,500人の予備兵を擁し、かつ、毎年1,375,000人のトルコ市民が兵役年齢を迎えるTSKは世界最大の軍の一つである。米国の軍事力評価機関「グローバル・ファイヤーパワー(Global Firepower)」は、毎年更新される軍事力ランキングの2018年版でトルコを136か国中9位にランク付けした。
- 5.3 TSKは、トルコ共和国の建国に際して中心的な役割を果たすとともに、長きに亘りトルコの政治及び社会において重要な役割を担ってきた。トルコ人男性の圧倒的多数は、兵役を務める(兵役拒否者を参照)。TSKは伝統的に世俗主義者の価値観の保護者であると自認しており、数度に亘って国内政治に介入してきた(近年の歴史を参照)。2002年以降、AKP政府は軍に対する文民監視を大いに強化してきた。2017年8月に発出された布告694により、TSKの組織と運営に関係する複数の法律が改正された。
- 5.4 トルコ行政府の他の部門と同様に、非常事態宣言の下で訴えられたギュレン運動者の解雇は軍に影響を及ぼしている。政府はクーデター未遂事件の直後に将校150人を含むおよそ25,000人の軍人を解雇した。2018年7月8日、当局はより広範な解雇の波の一環として新たに6,801人の軍人を解雇し、複数の高級将校を降格させると発表した。
- 5.5 OHCHRの2017年2月付報告書は、南東部における治安作戦に関連して治安部隊と PKKが犯した人権侵害に関する多数の訴えを詳述している。この訴えの中には、次に掲げるものが含まれている。力の過度な行使・超法規的殺害・強制失踪・拷問・住宅及び文化 遺産の破壊・憎悪の扇動・緊急医療、食糧、水、生計及び人道的援助へのアクセスに対する妨害行為・女性に対する暴力・表現及び言論の自由と政治参加に対する権利に対する厳

しい制限(関連セクションを参照)。最も深刻な人権侵害は、外出禁止令が敷かれた期間中に起きたと伝えられている。この期間中、一度に数日間の単位で居住地区全体が遮断され、移動が24時間制限された(クルド人を参照)。2018年3月、OHCHRは治安部隊と武装集団メンバーの間の事件及びこれに関連してトルコ南東部全域に亘って起きた人権侵害に関して報告が続いていると伝えた。

警察

- 5.6 トルコ警察(Turkish National Police)(「警察」)は、トルコ国内における法執行に責任を負う文民警察部隊である。最終的には内務省に対して責任を負うものの、警察は知事や地区行政首長など文民当局の指揮統制の下にその任務を遂行している。「*警察の任務及び権限に関する法律(Law on Duties and Powers of the Police)*」(2004年)に基づき、警察の主要な任務は犯罪を防止し、公共の安寧と秩序を提供に、国民と財産に安全を提供し、また、犯罪者を探知、逮捕及び移送し、事件に関する証拠を適切な司法機関に提供することにある。
- 5.7 トルコ行政府の他の部門と同様に、非常事態宣言の下で訴えられたギュレン運動者の解雇は警察に影響を及ぼしている。2018年7月8日、当局はより広範な解雇の波の一環として新たに8,998人の警察官を解雇すると発表した。解雇された警察官の総数は不明だが、少なくとも20,000人に至っている。
- 5.8 国内外の人権団体は、政府が汚職や人権侵害(過去の疑惑を含む)で告発されている警察や他の治安部隊のメンバーについて捜査し、起訴し、処罰するためにほんの僅かな措置しか講じてきておらず、これが罪を犯しても処罰されないという認識につながっていることについて懸念を表明している。また、人権監視団は、2016年7月のクーデター未遂事件の後に警察や他の治安部隊が被勾留者を虐待し、拷問したという疑惑があることについても懸念を表明した(拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰及び恣意的な逮捕及び勾留を参照)。OHCHRは、2018年3月付報告書の中で、 非常事態宣言下において恣意的な逮捕、拷問及び他の弾圧的な行為に参加するのを拒絶した警察官が解雇され、又は本人自身がテロリズム支持の嫌疑で逮捕されたことを伝える諸報告に言及した。

他の治安部隊

5.9 国境警備と対外安全保障についてはTSKが全体的な責任を担っているが、密輸が一般的に行われている農村部や特定の国境区域については準軍事組織である国家憲兵隊(ジャンダルマ)が責任を負っている。国家憲兵隊は、概してPKKへの対抗戦力として南東部で追加的な地域警備を提供するクルド人民兵組織の「治安警備隊」(以前は「村落警備隊」として知られていた)を監督している(治安情勢を参照)。国際監視団は、治安警備隊が

これまでの人権侵害に関与してきたと訴えている。DFATは、この訴えに関して新たな情報を提供することができない。

トルコ国家情報機構 (MIT)

5.10 トルコ国家情報機構(National Intelligence Organisation:略称MIT)は、大統領に直接報告し、顕在的及び潜在的な脅威に関する情報を収集する責任を負う。MITは、令状なしで又は他の司法プロセスを踏まずに事業体からデータを収集する法的権限を有する。MITの活動(データ収集を含む)に干渉する又はMITに関する情報を入手若しくは公表する行為に対して刑罰が適用される。MITのメンバーは2014年以降、法律に基づき訴追を免れる権利を有している。2014年8月、政府はMIT長官を捜査対象にする又はMIT長官に議会で証言させるためには、事前に大統領の承認を必要とする旨を定めた緊急命令を出した。

司法

- 5.11 憲法第9条は「司法権力は、トルコ国家に代わり独立した裁判所が行使するものとする」と定めており、第3章(第138条~第160条)で司法部門の役割、責任及び構造を詳述している。第138条は、裁判所の独立性を保証し、当局、事務所又は個人が裁判所又は裁判官に命令若しくは指示を出すことを禁じ、また、立法及び行政機関及び政権に遅滞又は変更なく裁判所の決定に従うよう義務付けている。司法制度は複数の異なる裁判所で構成されている。通常の第一審裁判所は、国内全域に所在しており、民事、行政及び刑事事件の大半を審理する。軽微な民事及び刑事事件は通常、一人の裁判官が審理する。5年以上の懲役刑を伴う刑事事件は、裁判長と検察官2人が審理する。軍事裁判所は、全軍人に対して管轄権を行使する。2017年4月に行われた国民投票で承認された憲法改正により、民事事件に関して軍事裁判所を利用する制度が廃止され、軍事裁判は懲戒事件のみを審理することになった。
- 5.12 裁判官・検察官評議会 (Board of Judges and Prosecutors: 略称HSK) は、任命、異動、昇任、除籍及び譴責を通じて裁判官と検察官のキャリアを管理する。2017年4月の憲法改正 (政治制度を参照)により、HSKの構成が変更になり、直ちに発効された。評議会メンバーの数は22人から13人に減少し、このうち6人は大統領により任命される。法務大臣(大統領により別途任命される)がHSKの議長を務め、副法務大臣は常任メンバーである。HSKの残りのメンバー7人は議会が選出する。司法部門自体は、HSKメンバーを選出する権限を一切有していない。
- 5.13 2016年7月のクーデター未遂事件以来、政府はギュレン運動に関係しているとして非難された司法職員7人を停職させ、勾留し、又は解雇してきた。2016年10月に発出された布告667により、ギュレン運動と繋がりがあるメンバーを解雇する権限が憲法裁判所、破毀院(Court of Cassation)及び最高行政裁判所(Supreme Administrative Court)に与えら

れた。OHCHRによると、2018年3月時点でHSKは大統領命令を通じて4,240人の裁判官と 検察官を解雇しており、憲法裁判所は同裁判所に所属する裁判官を2人解雇した。 OHCHR の報告によると、 HSKが発行したリストを通じて行われた下級裁判所裁判官の集団解雇及 び停職は、推定無罪、特定証拠の提供、事件ごとの個別の推論、弁護権など適切な手続き を踏んでいなかった。 また、司法職員の逮捕は、攻撃的な犯罪の現行犯の場合にのみ司法 職員を逮捕できる旨を定めた「裁判官及び検察官に関する法律(Law on Judges and Public Prosecutors)」(1983年)に違反していた。国内情報筋は、上級裁判官が去り、政府がHSK を実質的に支配するようになったことで、司法の独立性に関する公衆の認識に影響が出て いる。これは、経験に乏しい裁判官が政府に不利な裁定を下す可能性は低いからである。

5.14 人権監視団は、クーデター未遂事件の後、裁判秩序裁判所(Peace Judgeship Courts) が果たしてきた役割について懸念を表明してきた。「*トルコの刑法及び特定法の改正に関* する法律 (Law on Amendments to Turkish Criminal Code and Certain Laws)」(2014 年)により、政府高官及び実業家を対象とする汚職捜査は司法部門によるクーデターの試 みを意味するという政府の主張に応えるために裁判秩序裁判所が設置された。改正*刑事訴 訟法*(2004年)により、捜査及び差押令状(通信傍受に係るものを含む)を発付する権利 が裁判秩序裁判所に与えられ、現行の権限が拡大された。非常事態宣言下で、裁判秩序裁 判所は、報道規制を敷き、メディア企業を支配する目的で理事を任命し、又はインターネ ットをブロックするため、緊急布告を利用してジャーナリストや人権擁護者などに対して 留置令状を発付した。裁判秩序裁判所の判決に対して控訴する場合、他の裁判秩序裁判所 へ申立をしなければならない。「法による民主主義のための欧州委員会 (European Commission for Democracy through Law)」(ベニス委員会としてよく知られている)に よると、裁判秩序裁判所は大量の審理案件を担当しているため、特に勾留事件やインタネ ットサイトを閉鎖する際に個々の論拠を提供するのに十分な時間を取れない。言論と表現 の自由に対する権利の推進及び保護に関する国連特別報告官は、このような水平控訴制度 は国際基準に達しておらず、したがって、適正手続きと公正な裁判の保障を個人から奪っ ていると考えている。

拘置の状況

5.15 法務省の刑務所・拘置所総局(General Directorate of Prisons and Detention Houses) がトルコの刑務所制度を管理している。2017年12月末現在、トルコの刑務所人口は232,179 人となっている。これは、刑務所制度の公式収容能力に基づけば110.8パーセントの収容率である。この人数のうち、43.1パーセントが裁判前被勾留者、4.2パーセントが女性受刑者、1.2パーセントが年少者となっている。トルコでは、381か所の正規刑務所に加え、全国1,264 か所の警察署(留置場1,197か所)、国家憲兵隊の内部警備課内にある2,012か所の保護エリア及び81か所の州公安支部事務所の管轄下にある303か所の留置場でも被勾留者を収容

しており、刑務官の総数は52,000人である。

5.16 国際監視団によると、トルコにおける拘置の状況は2016年7月のクーデター未遂事件 以来大幅に悪化してきている。これまでの拘置の状況は施設間や受刑者区分間である程度 異なっていたものの、被収容者の圧倒的多数は十分な治療を直ちに受け、仕事、訓練、レ クリエーションや文化活動を行うことができ、家族や弁護士の面会や電話も認められてい た。しかしながら、2016年7月のクーデター未遂事件後に一斉逮捕が行われたことで、大量 の被勾留者が刑務所制度に流入する事態となった。HRWの報告は、2016年10月から 2017 年10月にかけて15万人以上の人々がテロ犯罪、武装集団メンバー又はクーデター未遂事件 への関与の嫌疑で警察の留置場に収容されたと推定している。内務省の報告によると、2017 年12月末現在、当局は159,506人の受刑者を収容してきた。このうち55,000人はその後起訴 され、再勾留された。新たな被収容者を受入れるため、2016年8月に発出された緊急布告に より、およそ44,000人の通常の受刑者の釈放が命じられた。この布告に基づき釈放された 人々は残存している刑期が2年未満であったとDFATは理解している。それにもかかわらず、 流入人口の規模は多くの拘置施設に過密状態をもたらした。国際監視団は、こうした状況 が拘置の状況に悪影響を及ぼしているとして懸念を表明してきた。現在、少なくとも50か 所で新刑務所が建設されつつあると伝えられている。この中には、特にLGBTI受刑者の収 容を意図した刑務所1か所も含まれている(LGBTI(レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、 トランスジェンダー、インターセックス)を参照)。これらの新施設がいつ運営できるよ うになるかは不明である。

5.17 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する国連特別報告官は、2017年12月付報告書の中で、警察の留置場内での拘置の状況について深刻な懸念を表明した。警察の留置場は、被勾留者をほんの短期間だけ収容することを意図しているにもかかわらず、不十分な広さの相部屋に最大で30人もの集団を最長30日間収容していた。警察の留置場内にいる被勾留者は、中庭に出ることも、日光を浴びることも、新鮮な空気を吸うこともできない。同特別報告官はこうした扱いが48時間以上も続くのは受け入れ難い状況であると述べた。

5.18 拘置所の当局は受刑者本人と面会者に侵襲的な身体検査を実施している。警備職員は刑務所に到着した時点、移送前後又は(治療目的で)一時的に出所する際、また、時折は拘置所又は監房内で、事前警告又は理由なく受刑者のボディーチェックをする。そのような身体検査の頻度は2016年7月のクーデター未遂事件以降、著しく高まっていると伝えられている。 同国連特別報告官によると、男性、女性及び年少者の受刑者は拘置所で別々に収容されているものの、裁判前被勾留者と有罪宣告を受けた受刑者は同じ監房やブロックに収容されていることが多かった。被勾留者は犯罪の状況に基づいて区別されている。起訴された者、有罪判決を受けた者、テロリストはそれぞれ他者とは別に収容されていた。国

際監視団は、ギュレン主義者との繋がりがあるとして勾留されている者とPKKなど他の祖 組織のメンバーは厳格に区別されていると報告している。

5.19 テロリズム犯罪で起訴されている又は有罪判決を受けている受刑者は、家族や弁護士と面会することも通常の受刑者に電話することも通常の受刑者より厳しく制限されている。テロ関連受刑者は1か月当たり1時間の面会を2度行い、電話を2度かけることができる。通常の受刑者は4度の面会とより自由に電話をかける権利を認められている。人権監視団は、家族及び弁護士が拘置所を訪れ、被勾留者に面会できるかどうかは個々の担当官の裁量に罹っており、担当官によっては、理由も言わずに求める面会を認めない場合があると報告してきた。弁護士は、一部のケースの場合、警察は許容期間を過ぎてからの面会を禁止し続けており、弁護士は検察当局に申請して面会を認めてもらう交渉をせざるを得ない状況に追い込まれていると報告してきた。また、弁護士が報告してきたところによると、警察官がしばしば弁護士と被勾留者との面談に立ち合い、秘密に打ち合わせをすることができないようにしており、また、被勾留者を尋問する場に弁護士が立ち会ったケースでその尋問の公式調書に異議を申し立てた一部の弁護士に警察が圧力をかけたとも報告している。

5.20 OHCHRは、2018年3月付報告書の中で、当局が出産直前、出産中又は出産直後の女性を勾留するというパターンが発生していることについて懸念を表明した。OHCHRによると、2017年12月、当局は幼児を抱える女性をおよそ600人勾留していた。この中には妊娠中である又は出産したばかりの女性がおよそ100人含まれていた。OHCHRは、警察が病院で出産中又は出産直後の女性に手錠をかけようとするのを医療関係者が防ごうとして警察ともめていたという報告を特別の懸念を持って伝えた。また、OHCHRは警察が流産直後の女性に足枷をはめたという報告、帝王切開による出産をしてから数時間後に女性を逮捕し、女性とその新生児の健康を危険に晒したという報告、及び女性と新生児を虐待に相当するような状態で勾留したという報告について伝えた。ほぼ全てのケースにおいて、当局はテロ組織に関係しているという理由で政府の第一容疑者になっている夫の関係者として、女性を逮捕しており、その女性にとって不利となる別個の証拠はなかった。

5.21 国内外の複数の機関が拘置所を検査する許可又は特別の権能を有している。国連特別報告官に加え、「拷問及び非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止のための欧州委員会(European Committee for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment)」とその小委員会は監視視察を実施する権利を有しており、直近では2016年9月に実施した。刑事訴訟法第2条は、警察署と留置場は知事、市長及び民間人検査官の検査を受ける対象となっており、また、議会HRCは議会監査の範囲内で刑務施設を視察することができ、刑務所及び拘置所監視評議会(Monitoring Boards for Prisons and Detention Centres)も視察することができると定めている。 検察官、オンブズマン機関及びNHREIは、拘置所を検査することができ、オンブズマン機関及び

NHREIについては、事前の許可を必要としていない。しかしながら、特別報告官は、拘置所を監視する業務を正式に委任された多数の国家機関が実際面においては適切に機能していないように窺えることについて懸念を表明した。同特別報告官によると、政府は新たに設置されたNHREI(国家人権機関(NHRI)を参照)が新たに設置されてから6か月以上もの間その長官を任命していないことから、NHREIは全拘置所に対する独立した客観的な検査を定期的に実施することができないでいる。同特別報告官は、クーデター未遂事件後に発出された布告により、刑務所監視評議会が解体されており、同特別報告官が(2016年11~12月に)視察した時点でも再設置されておらず、また、伝えられるところによれば当局は市民社会団体が拘置所を視察する許可を与えるのを拒絶した、と述べた。人権団体は、2016年7月に非常事態が最初に宣言されて以来、議会HRCは拘置所を一切訪問していない、と語っている。

国内移住

5.22 憲法第23条は、居住及び移動の自由に対する権利を保証している。しかしながら、 社会経済的発展を推進するため、健全で秩序ある都市成長を確保するため、公衆の財産を 保護するため、犯罪を捜査し、起訴するため、また、犯罪を防止するため、法律によりそ の権利を制限することも憲法で認められている。トルコ市民(民族的及び宗教的少数派の メンバーを含む)は、様々な理由で国内移住することができ、実際に移住している。多数 のクルド人とアレヴィー派メンバーが雇用を求め、紛争から逃れるためにトルコ南東部か ら西部に国内移住してきている(関係するセクションを参照)。国内移住するトルコ市民 は、本人の有権者登録を新居住地に移動させ、地元のムフタール(選出された村落又は近 隣地区の代表)が発行する居住証明書を受領することを正式に義務付けられている。

5.23 国内移住は一般に、男性や家族グループの方が容易である。独身の女性、特に家庭内 暴力から逃れてきた女性は、十分な支援サービスを受けられる可能性がより低く(<u>女性</u>を 参照)、また、特に農村部やより保守的な地域では社会的差別に直面する可能性が高い。

5.24 登録要件があり、治安機関が国内全域をカバーしているという事実は、不利な公的差別に直面している個人が国内移住を通じてこの状況から逃れることができる可能性は低いことを意味しているとDFATは評価している。非国家機関から否定的な注目を浴びている人々は、個人の状況に応じて、国内移住を通じこの注目から逃れることができる場合がある。

帰還者の取扱い

出入国手続き

5.25 多数の離散トルコ人が世界中、特に欧州と米国に居住しており、数百万人のトルコ市

民が定期的に支障なくトルコを行き来している。トルコには、正式な空、陸、海の出入国地点が多数ある。近隣のイラクとシリアでは紛争が起きており、治安も不安定なことから、トルコはこの両国との陸の国境検問所を定期的に閉鎖するようになっている。シリア内戦の早い時期にはシリア・トルコ国境は極めて容易に侵入できたが、現在はトルコ側が概ね統制している、と国内情報筋は伝えている。

5.26 トルコ当局は、入国管理官及び法執行職員に情報を提供する様々なデータベースを維持している。逮捕令状、過去の逮捕歴、渡航制限、兵役記録(兵役拒否者を参照)及び納税状況に関する情報を提供する一般情報収集システム(General Information Gathering System)は、国内全域にある空港及び海港の大半で利用できる。これとは別個のものとして、警察が利用する国境管理情報システムは、過去の出入国に関する情報を照合している。司法記録総局(Judicial Records Directorate)は、過去に務めた刑期の記録を維持している。中央市民登録システム(Central Civil Registration System:略称MERNIS)は、市民の地位に関する情報を維持している(中央市民登録システム(MERNIS)を参照)。

5.27 憲法第23条は市民の出国の自由は市民の義務又は刑事捜査若しくは起訴を理由に制限される可能性があると定めているものの、トルコは一般に市民に対し出国する際に出国許可を得るよう義務付けていない。非常事態宣言に基づき、当局はギュレン運動に関係しているとされる多数の人々とその家族のパスポートを無効にした(ギュレン運動を参照)。トルコには様々な情報データベースと高度な識別システムがあるため、法的文書なしで空港から出国することは極めて困難であろうとDFATは理解している。しかしながら、国内情報筋は、トルコ人が政府職員に知られることなく陸路又は海路で欧州に向けて出国することは可能であると報告している。

帰還者の状況

5.28 トルコ市民がトルコ以外のいずれかの地に庇護(亡命)を求めることは犯罪ではないとDFATは理解している。庇護を求めて却下され、トルコに帰還した人々の状況に関して入手できる情報は限られている。しかしながら、従来からこのような集団に深刻な烙印が押されたことはないとDFATは理解している。トルコが高度な情報データベースを有しているということは、庇護を求めて却下された人々が犯罪歴を有している、又はギュレン運動、クルド人若しくは反対派政治活動家、人権活動家又は兵役拒否者若しくは脱走兵など政府が特別な関心を抱く集団のメンバーであるならば、政府に注目される可能性が高いことを意味する。トルコには、二重の危険(同一の罪について二度裁かれること)に関する法律がない。二重の危険が実際に起きるかどうかは不明である。

主

中央市民登録システム(MERNIS)

- 5.29 「市民登録サービス法(Civil Registration Services Law)」(2006年)は、市民登録の全側面をカバーする主要な法律である。トルコは2000年以降、オンラインの中央市民登録システム(MERNIS)を維持してきた。MERNISはこれまで全国の市民登録簿に保存されていた情報(市民の権利及び義務、市民の身元、家族関係、国籍及び市民地位を決定するために利用される情報を含む)を電子書式で保存している一元管理システムである。MERNISは、全国の966か所に所在する市民登録事務所のいずれかが行ったデータ修正を受けてリアルタイムで市民地位の変更を電子的に記録する。MERNISは、公共サービスを利用者に早く、容易に、かつ、安全に提供できるようにするため、中央データベースに保存されている情報を公共部門の機関及び団体と共有している。
- 5.30 身元情報共有システム (Identity Information Sharing System:略称KPS)は、MERNISの延長版として2005年に運用を開始した。公共部門の機関及び団体は、厳格に特定された条件の下でKPSを経由してMERNISデータベースに保存されている情報にアクセスすることができる。 KPSはバーチャル・プライベート・ネットワーク (Virtual Private Network)を利用して稼働しているため、利用者は皆、独自のユーザー名とパスワードを有している。KPSは全利用者のログと過去に行われた照会内容を保存している。
- 5.31 住所登録システム(Address Registration System: AKS)は、MERNISと統合されている全国住所データベースである。AKSはトルコ人及びトルコに居住する外国人の最新の住居その他の住所情報を保存している。AKSに新住所を入力するには、居住者が新住所を申告するだけで十分であり、旧住所はアーカイブに保存される。疑わしい申告が行われた場合、調査を開始し、必要であれば司法当局に刑事訴訟を提起する権限が市民登録サービス法(Civil Registration Services Law)により市民登録職員に与えられている。
- 5.32 2000年以降、同姓同名から生じる問題を解決することを目的として、MERNISにより全トルコ市民に独自の11桁の個人識別番号 (TR識別番号)が割り当てられてきた。この番号は出生から始まる市民地位に係る全ての出来事を登録するのを容易にしており、また、識別情報を公共の団体と機関との間で共有できるようにすることで、迅速かつ効率的な公共サービスを提供することを意図している。

国民身分証明 (ID)カード

5.33 市民登録事務所は国民身分証明(ID)カードを発行する。この国民IDカードは全市民が出生時から持つことを義務付けられており、常に携行しなければならない。国民IDカードは職場、医療及び社会サービスの利用、有権者登録、裁判所利用、パスポート又は運転免許証取得、学校又は大学入学手続き、財産又は車両所有者登録、電話、インターネット及び自宅光熱費契約など様々な日常活動を行う際に必要となる。この生体認証式国民IDカードは、2010年1月に発効された。生体認証式カードには、複製、偽造及び変造を防止するために厳重なセキュリティ基準が組み入れられている。この国民IDカードは10年間有効

であり、利用者の指紋と掌紋を含む情報を1GBまで保存することができるスマートカード を内蔵している。

5.34 生体認証式国民IDカードの表面には、次に掲げる情報が載っている。所有者の写真、氏名、性別(男性はE、女性はK)、出生日、TR識別番号、ID通し番号、カード有効期限。 裏面には所有者の両親の名前、出生地、血液型、配偶者の有無、宗教(これはブランクのままにしておくこともできる。<u>教育</u>を参照)、IDカード通し番号。 当局はMERNISを通じて、これまでIDカードの紙バージョンに記録されていた他の家族登録関係情報に引き続きアクセスすることができる。

5.35 「個人データの保護に関する法律(Law on the Protection of Personal Data)」(2016年)は、本人の明示的な同意を得ずに個人データを処理又は海外に移転してはならないと定めている。個人データは、人種、民族、政治思想、哲学的信条、信仰宗教、容姿、組織の会員身分、健康、性的生活及び犯罪歴に関する情報並びにセキュリティ関連情報及び遺伝子データに関する情報として定義される。個人データを外国に移転できるのは、受取国において十分な保護体制があり、その保護に関して書面による保証があり、また、新たに設置された政府データ保護当局から同意を得た場合のみである。一部の法律専門家は、同法が国家に個人データを収集し、利用するに当たって国家に柔軟性を与える一連の例外規定を導入していることから、同法が個人データを十分には保護していないと主張してきた。欧州委員会のトルコに関する2016年進捗報告書には、個人データの保護に関する法律が欧州連合の基準に一致していないと記述されていた。

パスポート

5.36 「パスポート法 (Passport Act)」(1950年)は、トルコ市民及び北キプロス・トルコ共和国(Turkish Republic of Northern Cyprus)市民に発行されるパスポートについて規定している。内務省がパスポートを承認し、発行する。数百か所のパスポート申請センターが国内全域の警察所内に所在している。パスポートの申請者は、本人がパスポート事務所に出向いて申請しなければならず、その際にはパスポート用写真2枚、国民IDカード、支払証明、旧パスポートの原本(該当する場合)を提出しなければならない。また、申請者は指紋を提供しなければならず、その指紋は申請者の写真とともに、一元管理されたコンピュータのデータベースに保存される。申請書が内務省で承認された後、パスポートは申請者の住所に送付される。海外からパスポートを入手する手続きと要件は、トルコ国内のものと同じである。海外の申請者は本人が在留国のトルコ大使館に出向いて申請し、現地通貨で支払わなければならない。

5.37 トルコは、2010年に生体認証式の「電子パスポート」を導入した。非生体認証式のパスポートは2015年11月に失効した。電子パスポートには、所有者の顔面の特徴に関する

情報の他、パスポートの個人情報ページに記載されている情報も含まれている。電子パスポートは、最長で10年間(18歳未満の申請者は5年)有効である。パスポートの有効期限は、6か月から10年までの幅があり、申請者が支払う意思がある料金によって決まる。トルコは様々な種類の電子パスポートを発行している。個人の(普通)パスポートは、表紙が赤い。(公務員とその家族、市長、元議員に発行される)特別パスポートは、表紙がグリーンである。(職務渡航をする公務員とその配偶者及び25歳未満で両親と同居している独身の子どもに発行される)サービス・パスポートは、表紙がグレーである。(外交官、MP及び様々な政府高官に発行される)外交官パスポートは、表紙が黒又は濃紺である。

5.38 2016年7月に発生したクーデター未遂事件の後で導入された緊急布告により、尋問又は起訴されている全ての個人(布告667)とその配偶者(布告673)のパスポートを没収する措置が認められた。OHCHRによると、当局は2016年7月のみで、最多で5万件のパスポートを失効させた。 実際の数はこれより遥かに多い可能性が高い。DFATは、失効したパスポートの大半が特別(グリーン)パスポートであると理解している。国内情報筋は、尋問又は起訴されている個人の家族は個人(普通)パスポートを取得することができたと報告しているが、この点に関して決まった規則はない。国際監視団は、ギュレン運動と繋がりがあるとして告訴されている海外在住の個人の未成年者の子どもにパスポートを発行するのを政府が拒否した又はそのパスポートを失効させた一部の事例について報告している。DFATは、海外の申請者が新パスポートを取得するため又は旧パスポートを更新するために兵役を終了したという証拠を提出する必要があるかどうかに関する情報を有していない。

偽造の横行

5.39 国際情報筋の報告によると、2010年の生体認証式電子パスポートの導入及び2016年のIDカードの導入、及びコンピュータ化されたデータベース・システムの拡大利用がこれらの身分証明形態のセキュリティを著しく高めてきた。偽造の事例は稀である。国際監視団は、潜在的な雇用主からの偽造レター及び捏造された雇用記録という形態で文書偽造を試みるという事件が増えてきていると報告している。そのような場合の偽造に関する懸念は、ID文書自体が偽造されるということではなく、偽造された裏付文書が真正なID文書を取得するために利用される可能性に関係している。